

中世を読む

1994・2 第3・4号

- 高須三郎左衛門尉景勝について……………田口義之 (1)
南北朝期における山内首藤家について……………出内博都 (7)
古文書から見た長和庄の長井氏……………小林定市 (27)
久遠成院日親の備後布教と山田郷武将……………同 (38)

備陽史探訪の会編

発刊にあたって

備後史探訪の会々長 田 口 義 之

備後の中世山城を探ろうと発足した当会城郭部会も今年で11年目、また、同部会の山城研究の勉強会としてスタートした「中世を読む会」も今年で8年目を迎えました。よく頑張ったものです。そして、その毎月一回の中世を読む会の成果がこの『中世を読む』です。

最初、毎年一回の発刊を目指して活動したのですが中世文書の解読は難しく、不本意ながら不定期の刊行となってしまいました。しかし、内容はどの論文も備後中世史の研究に新たなページを開いたものと自負しております。ご味読していただければ幸いです。

平成6年(1994)1月

高須三郎左衛門尉景勝について

田口義之

同時代史料を豊富に残している（と言っても比較の問題だが）にもかかわらず、謎の多い人物の一人に高須景勝がいる。

景勝は、戦国時代末期の人物で、三郎左衛門尉を称し、沼隈郡高須（現尾道市高須町）に居住したため、「高須」を名乗ったものと推定される。

謎というのは、他でもない、この「高須」姓が問題なのである。

沼隈郡高須は、中世前期、「備後国高洲」「福田庄内高須社」と呼ばれた地域で、その庄園領主名は不明ながら、鎌倉期には藤姓「山鹿氏」が地頭職を伝領していた（譜録高洲長左衛門盛英三号文書「広島県史」古代中世資料編Ⅴ）。しかし、南北朝の内乱の過程で山鹿氏の支配は動揺し、観応二年（一三五二）二月十五日にはその地頭職は三吉秀盛に与えられ、さらにその三日前の同年二月十二日には、足利義詮下文によって「備後国福田庄高洲地頭職」が杉原信平に与えられ、以後この地は杉原氏が領有することとなった（注①『秋藩閩閩録』卷六十七高須惣左衛門等）。杉原氏は、本来府中市出口町の八尾山城を本拠とする国人であったが、庶流の信平、為平兄弟は、当該期、足利尊氏、義詮に味方することによ

って、建武三年（一一三三四）五月廿日、この地に隣接する木梨庄、本郷庄（尾道市北半部一帯）地頭職を与えられ、さらに先述のように、「福田庄、高洲社」の地頭職をも獲得し、沼隈郡西部にも勢力を持つようになったものである。

その後、「福田庄高須社」の地頭職は信平の曾孫行勝一流の伝領するところとなり、ここに杉原氏の有力庶家「高須杉原氏」が分立する。

高須杉原氏の伝領過程は、前掲の「譜録高洲（須）長左衛門盛英」所収の譲状によって明白である。同所収の譲状によれば、応永四年（一九七）十一月十九日、行勝は「備後国高洲庄、同国竹名」を彦五郎光忠に譲り、以後光忠から、元忠、盛忠と伝領され、戦国初頭の元盛に至った。又、元盛の後も、「秋藩閩閩録」卷六十七高須惣左衛門書出等によってその系譜を委しくたどることができる。

つまり、高須景勝の苗字の地と推定される沼隈郡高須には、室町時代から戦国末期に至るまで、杉原氏の一族「高須杉原氏」が本拠を置いていたのである。

とすれば、景勝を高須杉原氏の一族と推定するのが自然であろう。

事実、備南中世史の研究に一期を画した「福山市史」上巻もこの説を取っている。

一（上略）津之郷小森の横山備中守は、景盛（杉原）の無道を責めていることが明瞭であったので、小早川隆景は同八月四日付で神辺城の三奉行に書状を送り、その所領中には狼籍のないようとりはからいを命じ、高須の杉原三郎左衛門尉も横山氏のために奔走した横山家。

（下略）「同書P二五〇～二五一（事件の内容については後述）」

しかし、この説の難点は、前掲の高須杉原氏の系図や史料に景勝の名が見出せない点である。

確かに「系図」は史料的問題があり、多くの場合、その記載に漏れがあるものである。しかし、だからと言って、「系図」に全く記載のない景勝を、その苗字だけから判断して、高須杉原氏とするのは安易に過ぎないであろうか。

と言うのも、沼隈郡高須には杉原氏の一族とは別に、東隣新庄本郷（現福山市本郷町）を本拠とした古志氏も勢力を伸し、「古志三郎左衛門尉景勝」なる人物が高須の阿草城に居城したという資料もあるのである（「備後古城記」等）。

さて、この「古志三郎左衛門尉景勝」と「高須三郎左エ門尉景勝」との関係を考察する前に、高須景勝に関する史料を一瞥しておこう。

高須三郎左衛門尉景勝の名が現われるのは「横山家文書」中の左の四通の文書である。

一、年欠十月廿日付高須三郎左衛門尉景勝書状

二、同十二月廿八日付同人書状

三、同八月四日付小早川隆景書状（高三左宛）

四、同十二月一日付同書状（高三左宛）

この一連の文書は、備南戦国史の裏面を語るものとして古来有名なものである。つまり、天正十一年（一五八三）の神辺城主杉原氏の内訌に際して、毛利氏は杉原氏討滅を含む強い姿勢で臨むことになるが、杉原氏の重臣であった横山備中守は、自家の存続のため早い時期から毛利氏側の小早川隆景、吉川元春と連絡を取り合い、主家杉原氏の向背にかかわらず所領の安堵を謀ったものである。そして、その仲介をした人物こそが、本稿の主題高須三郎左衛門尉景勝その人であった。

「伝記はその人自らに語らせよ」とは、歴史の鉄則かどうか定かでないが、この四通の文書の内、本稿で検討したいのは、（一）の年欠十月廿日付高須景勝書状である。今まで見落されて来たことであるが、この文書の中で景勝自身が自己の出自を語っているのである。

（読み下し）

尚々毎事被御

尚々毎事御心付けせられ

心付御懇之段

御懇の段

難申尽候

申し尽く難く候

末宗にも一入被心付

末宗にも一入心付けせられ

御たのもしき之由、我等

御たのもしきの由 我等

相心得候て可申之由候

相心得候て申すべきの由に候

返々こことも之儀、無正儀

返々ここともとの儀 正義なき

候条、外実無曲候、何も

候の条、外実曲なく候 何れも

可申候 かしく

申すべく候 かしく

態々預御音状拜

態々御音状に預り拜見候

見候、従末宗御

末宗より御音信共候哉

意信共候哉、内々

内々御懇の由

御懇之由、被申

申さる事に候

事候 寔豊清

寔に豊清

被申談候辻 於

申し談せられ候の辻

有御入魂之

御入魂有るに於ての段

段御憑敷存候

御憑しく存じ候

将又弥八郎殿

将又弥八郎殿

御母儀 御遠行

御母儀 御遠行の段

之段 不申入候、必々

申し入れず候 必々

可得御意所存候

御意を得るべく所存に候

次 古志家来 立神

次 古志家来 立神

二郎右衛門 花安新蔵

二郎右衛門 花安新蔵

夜前罷過候趣

夜前に罷り過ぎ候の趣

為如何儀候哉

如何なる儀に候哉 毎事

族儀候条 不是

族の儀に候の条 是非

非及候 何被

及ばず候 何れも

御心付候者 可畏

御心付られ候ば 畏み入

入候 毎々無音申

すべく候 毎々無音申し

御心中口惜候

御心中口惜候

猶従是可申入候

猶是より申入るべく候

恐々謹言

恐々謹言

拾月廿日 高須三郎左衛門尉

景勝(花押)

横山九郎左衛門尉殿

まいる

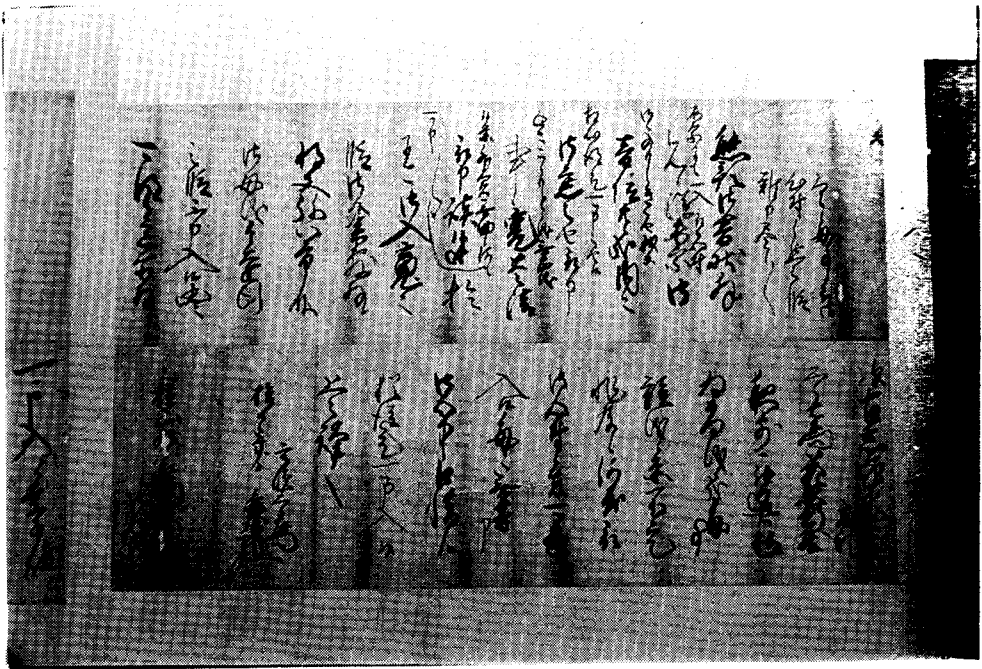
御返報

この文書は、「態々御音状に預り拜見候」とあるように横山九郎左衛門尉の書状に対する景勝の返状であるが、問題は、本文十三行目の「次、古志家来」以下の部分である。

ここで景勝は、新庄本郷大場山城主古志氏の家臣の動向を横山氏に報じているのであるが、注目されるのは、「毎事族儀候条、不是非及候」とあることである。^{注②}

「毎事族儀に候の条、是非に及ばず」とはいかなる意味か。「族」とは同族、一家を意味する言葉であろう。とすると、文脈からこの「族」は、前の「古志」氏を意味することは明白で、ここで景勝は自身古志氏の一族であると語っているのである。

景勝が古志氏の一族であるとすれば、文書の前半にある、「寔に豊清申し談せられ候辻云々」の文意も生きてくる。「豊清」とは、「水野記」をひもとくと、天文年間、新庄各村(本郷、今津、東、西村)の寺社を



年不詳10月20日付 高須三郎左衛門尉景勝書状(横山家文書)
下段右から5行目に「族儀候条」とある。

再興した「古志豊清」にあたり、新主古志氏の「惣領であった人物」と推定される。そうすると、景勝は、この文書の中で横山氏が古志豊清以来人魂の間柄であったと述べているのであって以下の意味もよく通るし、何故横山氏がその存亡の危機にあたって景勝を頼みとしたかもよく理解できるのである。

以上、高須景勝は、従来言われて来た「高須杉原氏」ではないことを、彼自身の口を借りて論証して来た。しかし、これで問題が全て解決したわけではない。それでは、高須を名字として来た杉原氏と古志氏から分立した「高須景勝」の間柄はどうであったのか。ここにも尽せぬ郷土史の謎が横たわっているのであるが、それは又、別の機会に述べるとして、今回はここで一まず筆を置かせてもらいたい。

注①三吉氏、杉原氏の「高須(諸)」地頭職は各々「半分地頭職」であった可能性が高い。しかし、以後三吉氏の名は消え、杉原氏一族が「高須杉原氏」として現われて来るので、ここでは杉原氏が「高須」の支配権を手中に収めたものと判断して、話を進めて行きたい。

注②「広島県史」古代中世資料編4所収「横山家文書」では、この部分を「毎事雖儀候条」と読んでいるが、原本(写真参照)を見ると、到底「雖」とは読めない。「福山市古文書調査記録集」が読むように「族」と読む方が妥当である。

(参考)

「備後古城記」(備後叢書所収本)

(沼隈郡)

高須村

阿草山 古志三郎左衛門尉景勝 品治郡新市村に同人有り。

関野 杉原河内守元守 松尾城共有。子孫長州萩に有。

高尾山 高須筑後守元士 右に同じ。代々軍功多し。承久年中より鎌倉御時代慶長年中毛利輝元書類五十六通子孫持伝ふ。

松尾 高須彦左衛門元忠

松尾山 岡田掃部 関野とも有。

「備後国福山御領分古城記」(寛文四年の奥書あり。福山城鏡櫓文書館
浜本文庫本)

(沼隈郡)

高須村 古志三郎左衛門

同 関屋杉原河内守

同 高須筑後守

南北朝期における山内首藤家について

出内博都

鎌倉の地頭・御家人体制、それをさへる古代的土地所有形式としての荘園制（国衙領を含む）、この土地と人間関係と得分制度をうまく組みあわせた鎌倉封建制も元寇以降の貨幣流通経済の進展、荘園経済から地域経済圏への発展、人為的古代村落から生産関係を中心とした自然村落の形成など各方面の発展が血縁を中心とした惣領制をくずし、職分関係を基礎とする経済利害関係などをいつきにくずし、悪党と称せられ、広域経済活動を基礎とする新しい階層を出現させた。十三世紀から十四世紀への流れは史上まれにみる急流となった。京都の朝廷と天下の幕府を相手に、吉野の一角でともかくにも光を放ち続けた南朝をさへえて六十年、このエネルギーがどこからくるか、南北朝は会体の知れない時代のような気がする。

こうした動きの中で備後山間部地毘庄を「一所懸命」の地として土着した山内通資は、(二三三〇)天徳二年の讓状の末文に「雖可相分庶子等分限狭少之間、於令相分者依不可逢上之御大事、讓渡通時一人者也、雖為後々未於長快跡者子孫之中以一人可令相統之」とあって家督は嫡子一人へ相続させねば、分割したら御上の御用にたゝないと分譲の弊を認め、

五人の子女への讓状の内容は門田とか私有名田の名主格の存在にして、嫡子とは別個の性格のものになっている。こうした先見の明が、分裂対立をくりかえす南北朝六十年に比較的一族団結を保ちえた山内氏の南北朝の歴史がある。（文中の文書番号は特に断らない場合山内首藤家文書）

一、宗俊系（惣領）及土着庶家の動き

山内首藤家文書によると(二三三八)建武五年の足利尊氏下文がある。これは山内家に現存す南北朝関係の最も古いものであるが、この年は北畠顯家、新田義貞が戦死し、尊氏が將軍宣下をうけた年である。

十七 足利尊氏下文

（尊氏）（花押）

下 山内彦三郎通時并一族

可令早領知備後國信敷東方海老名五郎河北郷山内藤三伊与東方左衛門尉跡跡

跡同人等頭職事、

右、為勳功之賞、所死行者、守先例可令配分領掌之状如件、

二 建武五年二月三日

芸備の多くの国人地頭には左記のような催促状か、後醍醐天皇論旨などが伝わっている。高氏が島津氏にあてた縦二寸六分（約八・五糎）横二寸二分五厘（約七・三糎）の編布にかかれたものは有名である。

毛利家文書一三七五 足利高氏尊軍勢催促状

長井彈正藏人殿

（足利高氏）

自伯耆國家

勅命候之間、參候、合力候者、本意候、恐々謹言、

（紙継目）

元弘三

五月六日

高氏（花押）

長井彈正藏人殿

山内家にはこの高氏掣兵時のものは見当らない。早くから西遷土着して国人化していたので当然あったと思えるが、或いは俊業系の時通が関東在住であったのでその関係で最初から参加していたのかも知れない。信敷庄は庄原市の東南部で地毘庄に接している。平家没官領で一時一条能保の妻（頼朝妹）の所有であったが詳細はわからない。正安二年頃地頭長井聖願であり名主階層と争論などしている。十四世紀には東、西の二地域に分けられ別々の動きをしている。東方は一九号文書のように海老名氏が領有していた。

一九 足利高氏尊氏書状

知行分所領事、於濫妨狼藉之輩者、爲處罪科、可レ注申交名之状如件、

元弘三年六月四日

（高氏）
源朝臣（花押）

海老名五郎左衛門尉殿

海老名氏については村上源氏として諸流ありはつきりしない。太平記の中にも七ヶ所出るが、北条方、新田方、直義方、義詮方いずれにも見えている。備中に海老名秀行があり尊氏の命で船上山へ向かい、後に井原庄を賜う（姓氏家大辞典）とあるがその一派かとも思える。この年は高氏が六波羅を攻め亡し、高氏は六波羅政權を継承する形式でこの文書を各氏に出している。この海老名が二年後追放されて信敷東方は山内氏に与えられる。八一七〇下文に「可レ配分領掌之状」とある如く一族に配分したものである。（延文五年滑円鏡譲り状に信敷東方本郷内とききた名、ささお名、みつひら名等地頭職がみえている）河北の山内藤三は河北俊資と思えるが河北も惣領、田原、万田などで分けている。この信敷東方の施行状は高師直の名で守護朝山出雲次郎左衛門尉（景運）に出されている八一八号〇こうして通時は戦乱の中にも所領を保持して直義の安堵下文を得ている。但しこの段階で摂津富島荘がどうであったか疑問である。

二一 足利直義安堵下文
（直義）

下 山内首藤刑部丞通時

可レ令早領知備後國地毗庄内本郷、攝津國富嶋庄等地頭職事、
右、任親父山内首藤三郎通資法師法名元徳二年三月十八日讓状、
可レ領掌之状。下知如件

貞和二年三月廿九日

この年、貞和三年（三三六）通時が一言戰場之雲として熊毒丸（通継）にそのまゝ譲っている。通時は貞和五年七月七日に死んでいる。貞和三年から楠正行を中心に南朝軍が活躍し、四年一月五日正行戦死、高師直が吉野を攻めている。五年四月十一日直冬が長門探題として頼にきており、高師直と直義が不和になって内訌がおきるなどしているが、通時はどこでどのような死に方をしたのか不明である。

五〇三 足利直義御教書

南都警固事、所遣上相（頼成）左近大夫将監也、属彼手可発向之状如件、

建武五年二月五日

（直義）
（花押）

万田（家資）又四郎殿

これよりさき建武五年庶家河北流の万田家資が南都警固役で出向している（八五〇三）。この家資の所領がおそらく留守中のトラブルのためか左記のような家政の遵行請文が出ている。

五〇四 左衛門尉家政請文案

○以下三通、紙質、鉦蹟相同シ、モト連続シタル料紙ニ書シタルモノナルベシ、

万田又四郎家資申備後國地毗庄河北内門田地頭職事、任去八月廿八日

御奉書、今月十一日、山田内藤太郎入道相共（彼所）沙汰付下地於家

資候畢、仍請取状進上之、若此条偽申候者、可罷蒙八幡大菩薩御野候、

以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

貞和三年十月廿三日

左衛門尉家政請文
在判

この頃になると直義と直直の不和を中心に（三三六）、直義の死（三三六）が表裏としてその影響がこうした河北門田地頭職のトラブルになったと思えるが内容は不明である。この時期に山内家の動きの中で最も大きな意義をもつ「山内一族一揆契約連署起請文」がある。これは勿論裏で在任初代通資（長快）が画策したものであるが、天下三分の形勢の中で、惣領を失ない、幼主を抱えて一族をどうまとめるか、この危機がこの一揆を生み出したといえよう。

二五 山内一族一揆契約連署起請文

契約 一族一揆子細事

右、元弘以来、依令一族同心、自將軍家預恩賞、當知行無相違者也、爰自去年之秋比、兩殿御不和之間、世上于今不静謐、而或号官方、或稱將軍家、并錦少路殿方、雖為國人等所存区々、於此一族者、浴武家御恩之上者、争可奉忘彼御恩哉、然早於御方致軍忠、浴揚弓箭之面目於未代、此上者更不可有二心哉、向後背此状、於衆中加内談、可被申所存、若此條々雖為一事、偽申者、

上梵天、帝釋、四大天王、惣日本國中大小神祇冥道、別諫方、八幡大菩薩、當國吉備津大明神等御罰、各身仁可罷蒙也、仍一味契約起請文之状如件、

貞和七年十月二日

藤原俊清（花押）

同 資貞（花押）

同 盛通（花押）

同 通顯（花押）

同 實綱（花押）

同 資綱（花押）

同 通廣（花押）

同 通行（花押）

同 通俊（花押）

沙弥淨覚（花押）
能壽丸代道圓（花押）

は建武三年に幸を警臣に動員されてお、その密に尾を引いて行くとお
と思える。貞和三年の遵行人左衛門尉家政ほどの系統の人物か不明であ
るが、貞和年号を使用しているのでまだ直義系の勢力がうかがわれる。
観応二年は丁度守護の交替期、一族一揆の形成された年でありおそらく
引付頭人であった細川頼氏が直義系の守護上杉頼能に命じたのではらち
があかなかつたと思われる(五〇五)。

五〇五 細川頼氏奉書案

そかわのみちのくにとの

ふきやうかたま 入道

万田又四郎家資申備後國地氈庄河北門田地頭職事、申状副具如此、先
立被裁許之處、山内彦五郎猶以押妨云々、早任先下知状、沙汰付下地
於家資、可被執進請取之状、依仰執達如件、

観應二年六月八日

(細川頼氏) 在判
陸奥守

(頼能)
上相修理亮殿

ついで延文二年の細川頼之奉書

五〇六 細川頼之奉書案

そかわのみまのかうのと

ふきやうちうてう

万田又四郎家資申備後國地氈庄河北内門田地頭職事、申状副具如此、

山内彦五郎、同彦八押領云々、太無謂、早三吉修理亮相共茲被所、沙

汰付下地於家資、可被執進請取状、使節更不可有緩怠之状、依仰執達

如件、

延文二年閏七月十二日

(細川頼之) 在判
右馬頭

大和太郎左衛門尉殿

案一、十四年三季奉書案に三吉修理亮に在りては、此の頃、頼之は、三三三
六のこの時の頼之は中國管領といふ特許を得た。直義系に下つた
山内氏であったが、延文元年に細川頼之が下つてきてから直冬が勢を失
え翌年九月龜寿山合戦で宮氏に敗れ、続いて山名時氏も降伏した。
然しこの間山内氏は河北門田地頭職だけでなく、又直義系とみられる所
へは進出している。浄土寺文書にある岩松頼宥預ケ状に、

備後國得良郷地頭職事

山内又五郎己下御敵退治之程、為料所々預置也、於土貢者、任先例致
其沙汰浄土寺、且差一塞凶徒通路、弥可抽戰功之状如件

文和三年七月五日

頼宥

山内兵庫允殿

とあり一揆契約をした滑資綱の末弟又五郎忠実(これは連署してない)
が世羅郡まで進出し新守護勢力に挑戦している。然しこれを防いだのは
別系の津田郷山内氏でこれは終始尊氏系で動いている。結局山内惣領家
もこうして延文以降は幕府方として地域の問題処理に當っている。
八二七・二八〇 二七号文書の日和佐新佐衛門尉は阿波の武士という以
外は不明である。

二七 細川頼之預ケ状

備後國小國郷領家職半分事、所預置日和佐新左衛門尉也、早三吉兵庫
助相共、可沙汰一付下地之状如件、

延文二年七月廿二日

(細川頼之)
右馬頭

山内刑部三郎殿
(通継)

二八 足利義詮御判御教書案

追仰

於諸實同心合力之仁者、為處重科、可注進名字也、

天龍寺領備後國三谷西條地頭職事、廣澤掃部助諸實不叙一用數ケ度施行、結句搦平松城、令濫妨云々、罪責所至極也、早矢野上野介相共莅彼所、縱難支申、不日破却件城、追出諸實、打渡下地於寺家雜掌、全所務之樣、可加扶持也、且可合力之由、仰太田備前々司等之上、諸實尚及異儀者、任法可致沙汰之状如件、

貞治四年八月三日

山内肥前守殿

(義詮)
御判

廣沢(師)諸實は双三郡一帯に勢力をもつ和智の同族で、諸實の父資実が尊氏より備後三谷西条の地を賜う(闊闕録)とあるが三谷西条については大田莊北限三谷西条とあり、現在の甲奴郡双三郡にまたがる宇賀峠附近と思えるので、三谷西条の地は吉舎町、甲奴町附近と思える。南北朝の動乱の中で廣沢氏は三谷西条の地を失ない闕所として造天竜寺領となったものと思えるが所領を渡さずあまつさえ平松城(吉舎町三玉)を構え妨害するのを取締る役を仰せつかった訳で、ここに出る矢野上野介については芸藩通志世羅郡に「上野山は宇賀村にあり、矢田(一に矢野)新助の拠る処」とあり土着の勢力であろう。太田備前々司は太田庄地頭三善氏が太田を名のっている。三谷西条をとりまく甲奴郡、世羅郡、恵蘇郡の土着勢力をうまく使っている。然しこの事件は二年後に以外の局面を迎える。

三〇 足利義詮御判御教書

造天竜寺領備後國重永庄兼原方六郷、山内四郷、敷名郷、神崎庄、并尾道津倉敷等事、注進状披見訖、當所者、為三谷西条替、寄附當寺之處、矢野上野前司、并太田備前々司直康等、無是非追出雜掌、及打擲刃傷云々難遁其咎、早廣澤信濃守相共、於彼所々者、沙汰付寺家雜掌、可申左右、至彼輩狼籍扇者、為有其科、可注申所領在所、使節更不可有緩怠之状如件、

貞治六年六月六日

山内肥前守殿

(花押)

先の三谷西条は廣沢にかえしその替地として重永庄(世羅町重永、田打、三郎丸等)山内四郷、敷名郷(三和町)神崎庄(甲山町)兼原方六郷(小世良、上原、赤屋、伊尾等)尾道津の六ヶ所が造天竜寺領となった。然し前に三谷西条を処理した矢野、大田の両氏がこの処置をこばみ寺家雜掌等に乱妨を加えた。これに対して山内通継に使節遵行の大役を仰せつけている(三〇)延文二年預ケ状(二七)貞治四年諸実排除の御教書(二八)とすつかり武家方の安定勢力の一翼として動いている。この頃の守護は渋川義行にかわっている。

惣領通継は廿五才で死亡し弟通忠(当時既に相模山内時通の養子になつている)を惣領家の養子としたので、で俊業系(承久京方一部地頭)と宗俊系(惣領系)が一元化することになり山内氏の歴史の中で一つの転機になる。

として常陸北部で南北両軍の戦いが続いている。

三八 岡重直奉書

為_レ誅伐常陸下野兩國以下凶徒等、大将已所令_レ発向給也、早致鎌倉之警
回者、殊可被_レ抽賞之由候也、仍執達如件

建武三年十月十四日

下野では宇都宮公綱が尊氏方に降り、広橋経泰は反対に茂木城を奪取している。この時の大将は誰であったかわからないが、間もなく関東の大將として高師冬が登場するのである。鎌倉警固役も大役であったと思える。この時の岡重直は関東奉行人の一人と思えるが経歴はわからない(三八)。

鎌倉留守役が大変であった事は三九号文書にある如く四十日近い日数を毎夜宿直していることでもわかる。

三九 山内時通着到状

着到

山内首藤三郎時通可_レ為_レ当_レ参由、被_レ仰下之間、自去年十四日至于今月廿日、毎夜宿直令_レ勤仕處如件、

建武三年十一月廿日

(右裏)
勤仕無相 矣、

(重直)
一(花押)

建武四年になると高師冬が大將として出てくる。この年常陸では楠正家が那珂郡で佐竹義貞と戦い、佐竹義篤が小田治久を攻めている。下野で

は宇都宮公綱が高師冬と戦い、北畠顕家が西上途中小山城を攻め小山朝政を捕えている。これらに関する戦場へ出たものと思える(四〇)。

四〇 斯波家長奉書

度々合戦之時、致_レ軍忠之由事、殊以神妙也、至_レ恩賞者、可有_レ申沙汰之
状、依_レ仰執達如件、

建武四年二月十日

(家長)
源

山内(首)須藤(時通)三郎殿

四一 上杉朝定奉書

山内首藤三郎時通代行範申備後國地_レ庄内下原村地頭職以下事、訴状
具書如此、廣澤孫三郎子息小法師丸致_レ押領云々、早可_レ沙汰居時通代於
当所、若有_レ子細者、載_レ起請之詞、可_レ被_レ申請文之状、依_レ仰執達如件、

曆應元年十一月廿八日

(上杉朝定)
彈正少弼(花押)

仁木(義長)右馬権助殿

この当時の常として防備の弱い所領はねらわれるが、時通の場合、戦陣にいるばかりでなく遠く離れた代官支配であるので当然といえば当然である。備後地毘庄について隣郡の三谷西条の広沢一族の侵入である。幕府の引付頭人上杉朝定から守護仁木義長へ取締りを指示している。

(四一)

四二 上杉朝定奉書

山内首藤三郎時通代行範申備後國地駐庄内下原村地頭職以下事、重訴
状具書如此、廣澤孫三郎子息小法師丸致押領之間、可沙汰居時通代於
当所之旨、先度雖被仰、不事行云々、太無其謂、不日沙汰付之、若有
子細者、載起請之詞、可被注申之状、依仰執達如件、

曆應二年八月四日

彈正少弼(花押)

(石橋和義)
左衛門佐殿

四五 高師冬挙状

山内首藤三郎就備後國所領事、申旨候乎、被懸御意候者、喜入候、常
州発向同道之仁候之間、如此申候恐々謹言、

(曆応) 二月六日

参河守師冬(花押)

謹上 松田十郎右衛門入道殿

然しこの乱妨はおさまらず翌年再び上杉朝定の名で新守護石橋和義に再
度処置を命じている。この問題は簡単にはいかず曆應四年二月六日に時
通の直接の上将である高師冬から幕府奉行人の松田十郎右衛門に善処を
依頼している。これより前四三号文書にあるように長期戦になると所領
が気がかりで戦線を離脱する者が多い中で終始在陣さす為には留守所領
への手当が必要である。駒館城は五月六日に師冬がおとすが、すぐに南
軍が奪回それを拠点に飯沼城攻略を行ない結局師冬軍は退いている。こ
の頃の南軍の情況は、小田治久が守護で筑波郡筑波町におり楠正家(建

武(三三)軍)が重河郡 遠城に居、北軍は在野義直が守る、後

には小田を追って守護になること、情況であった。このころは北軍義
房が入って挽回をはかるが一三四年小田治久が裏切って言託冬に望
親房は関城(真壁郡)に移るが康永二年関・大宝城(下妻市)下妻政康
が落城し親房、興良親王、春日願国らは再び吉野に帰って、一応関東は
平定された。

四三 高師冬奉書

常州并下総國凶徒誅討事、駒館城合戦之最中、軍勢多帰國之處、至于
今忠節之条、尤神妙也、向後弥可被抽軍忠之状、依仰執達如件、

曆應二年十二月十三日

(高師冬)
参河守(花押)

(時通)
山内首藤三郎殿

四六 山内時通着到状

着到

山内首藤三郎時通

右、時通自糸垂柳御共仕、大寶城至没落、致軍忠候了、仍着到如件、

康永二年十一月十三日

(證判)

この間相模山内は一貫して尊氏方で動いている。所領の事につい
て具体的には不明であるが四八号文書に年不明の師冬挙状がある
が、宛名の細河頼春を守護とすれば文和五年以後となり、この時には既
に惣領家から松若九(通忠)が養子に入っているので、頼春はまだ守護

でなく、師冬が関東在陣中のものであろう。(頼春は引付頭人か?)

四八 高師冬挙状

山内首藤三郎就所領事、申旨候、被聞食候、被懸御意候者、悦人候、
於当陣致忠之仁候之間、如此令申候、恐々謹言、

二月十五日

参河守師冬(花押)

謹上 細河刑部大輔殿

四七、山内時通着到状

着到 ○コノ文書、裏ニ花押 アリ

山内首藤三郎時通申、

右、今年二月四日、馳参吉野御陣、於内郡平田致忠節、同十三日、御
上洛之時、御共仕畢、然者、早賜御證判、欲備後龜鏡、仍言上如件、

貞和四年二月 日

(證判) (異筆) (高師直) 「承了」(花押)

関東が一応おさまったら時通は大和での戦いに参加しているが、その
まえ貞和元年に家督を松若丸(通忠)に譲つての出陣である。

貞和三年楠正行が紀伊、和泉、河内に進出し、細川、山名を敗りついに、
貞和四年四条畷で高師直軍と戦い戦死す、師直は佐々木導誉、逸見有朝

(安芸)などを率いて皇居の背後をねらつて宇智郡に向うが、長谷寺、
多武峯の衆徒に襲われ敗退す。この戦いに時通は参加している。

五〇 山内松若丸通代景山時朝軍忠状

山内松若丸代景山左衛三郎時朝申軍忠事、

右、去文和二月六日、河内山南尾御合戦之時、御大将御共仕、依散々

大刀打抽戦功、同七日、為佐々木大夫判官入道管領、被召出預御感畢、

同日被取山崎御陣之間、日夜警固異于他者也、加之、十三日、於西山

峯堂御陣役所警固致忠節、同十五日、京都御合戦之間、御大将并仁木

京兆御西七条之刻、御共仕畢、将又、今月八日、於西七条御陣、經

数日抽忠勤之處、同十三日、御合戦之間、致于七条西大路大宮東寺口、

依致軍忠、凶徒等令没落畢、雖然、東寺退散凶賊等、楯籠八幡山宇治

之由、依有其聞、御発向之間、御共仕、馳向宇治之處、御敵等則令没

落了、此等次第御存知之上者、下賜御判、為備龜鏡、恐々言上如件、

文和四年三月 日

(證判) (異筆) (岩松頼宥) 「承了」(花押)

五一 岩松頼宥感状

今度以代官自播州令供奉京都、去二月六日、於神無山致合戦忠節之条、
殊以神妙、可被抽賞之旨、可注申之状如件、

文和四年六月三日

頼宥(花押)

山内松若丸

このあたりを惣家達達と共（三五五）に、多岐す八五〇〇。この年一月直冬派の桃井忠常、斯波氏頼ら入京し、続いて直冬、山名時氏、石塔頼房ら入京す。この時尊氏は延暦寺に入り、義詮は播磨弘山を出発して京都に向かう。途中二月六日摂津神南（高槻市）で南軍を敗る。三月十二日両軍七条洞院小路あたりで戦い十三日尊氏入京す。この間の働きについて五〇号文書にわたくし出ている。守護岩松頼有よりの感状も五一号文書として残っている。

三、両流合併後の山内氏の動き

山内通継から弟通忠（相模山内氏養子）への譲状は貞治四年六月一日付で地毘庄本郷地頭職以、下六ヶ所すべてが「通継依無子、舎弟刑部四郎通忠お為養子」として譲り、「……近年依動乱無謂他人等令押領者也、於京都訴申、可知行之」としている。子が無い事は最大の理由だろうが今までの経過からみて幕府とより近い相模山内系を合流することが賢明という見方もなりたつのではないだろうか、又動乱でたえず不安定な領有関係も京都へ訴え申して知行を確実にすることを付け加えている。

この点からも通忠も最適の人物と思えるし又完全な守護領国制が確立をしていない鎌倉の直接御家人制から室町の守護領国制への過渡期の様相を示している。貞治二年、大内弘世が幕府に帰属し、直冬党の勢力は減退し、八・九月の交、ついに備後から去っている。このような情勢の中で山陰の山名時氏も幕府に帰属している。延文二年細川頼之を中国管領に起用した事は一応成功したといえよう。こうした中で幕府の最重要施

たは改行義行にかえて応安三年合、了俊を、探題に定、この道ゆき、一で有名な彼の下向は八月月を要し、その間、養母頼として三権、守護として種々の手配をなして応永四年十二月十九日門司へ入っている。山内惣領通忠はこれに従って渡海し以後永和二年まで各地で転戦している。

五四 山内通忠軍忠状

「於鎮西今川殿一見状」

備後國山内修理亮通忠申軍忠事、

右、為鎮西御退治御下向之間、寂前馳参、去年応安十二月十九日、御渡海御共仕、於所々御陣致宿直警固訖、就中、今年二月十日、於筑前國麻生山兩度合戦致忠節、至于高宮佐野原在陣之上者、下給御證判、弥威弓箭之勇、為備末代龜鏡、粗言上如上件、

應安五年七月 日

(證判) 承了、(了俊) (花押)

芸備兩國の在地領主として山内氏のはかに、長井貞広、田総能里、毛利元春、熊谷宗直、吉川経見、毛利匡時、殿島了親等があるが、殿島氏と毛利匡時は応安五年大宰府陥落と共に帰国している。

終始一貫従軍した山内氏の転戦のあとは五九号、六〇号文書どうかがい知ることができる。五九号によると応安四年十二月から応安七年まで、

筑前、筑後、肥前、肥後に亘つて少くとも二十三回以上の戦に参加し警後宿直に當っている。(応安八年正月の六〇号文書も大同小異である。)

五九 山内通忠軍忠状

備後國山内下野守通忠申軍忠事、

右、去應安四季十二月十九日、御渡海之時、大手御共仕、被召門司御陣之際、致宿直警固畢、同五季正月十五日、赤坂之御陣御共仕、同二月十日、筑前國麻尾山御合戦致忠節、同小倉御陣、宗形御陣、水内御陣、高宮御陣、佐野御陣、高取山御城、於彼御陣等抽忠節畢、同八月十日、天山凶徒没落、同十一日、内山没落以来、度々御合戦致忠勤訖、同六季十月二日、肥前國城山御陣致宿直警固之刻、同十月二日、筑前國於于神山御城、致警固訖、再參城山御陣、致忠節之處、同七季四月三日、筑前國被召管生御陣、則致警固時分、筑前河小田瀬渡、打入生葉村、散在村令放火時、終日致合戦、若党小笠原隼人丞被疵畢、同八月三日、依河渡、筑後國福同被召對陣間致忠勤、同九月十七日夜、迄于御敵没落之期同晦日、八町嶋被召御陣致警固、同十一月十二日、筑前河渡御共仕、石桓御陣致警固、同十七日、藤山御陣御共仕、同十五日、黒木御陣、同廿七日、谷河御陣、同晦日、肥後國大戸山 御陣、致宿直警固、同十二月十五日、同國被召岩原山御陣、在々所々於于御陣、而致宿直警固之条、無其隠者也、然則早下賜 御判、為備後證龜鏡、粗言上如件、

應安八季正月 日 「(證判) (了俊) 承了、(花押)」

通忠の九州在陣が長期に亘つた為に当時の例として当然所領侵略を企てる輩がある。

(三三七四) 應安七年隣郡の三吉道秀が地毗庄に乱入し合戦に及んでおり、幕府は

八月三日守護職を兼帯する了俊に御教書を発して合戦の停止を命じてい

る(八五八)けれど事は簡單におさまらず、永和二年の山内通忠代頼賢支

状によれば三吉道秀は「依遠渡海」を理由に九州に出陣せず、通忠の

不在を理由に信敷東方を闕所と称し同志を語つて乱入し、御教書にも従

わずあまつさえ相論中に引付から奉書をかすめとっている。

五八 將軍家足利 御教書案

「御教書案文」

備後國治美庄事、為山内一族等本領之處、三吉式部大夫入道打入当所

及合戦云々、所行之企頗招罪科者歟、所詮、先止合戦、速可仰上裁之

旨、可被相触之、若猶不叙用者、不日可令注進子細之状、依仰執達如

件、

應安七年八月三日 (細川頼之) 判 武蔵守

(了俊) 今河伊与入道殿 (裏書)

於正文者、預置者也、(了俊) (花押)

戰爭中の所領を途中で奪う「中間狼籍」をなし「就中背御定、徒令在国、打入軍陣当參輩所領内、任意致乱妨之条、希代之所行也」とあり複雑

心の様相を呈している。

六二 山内通忠代頼賢支杖

目安

山内下野権守通忠代頼賢支杖
備後國地毗庄地頭職問事、

右、当庄者、通忠譜代相傳當知行無相遠地也、仍亡父通時、自建武最
初為御方、依致無貳忠、當國備信敷庄東方以下、預恩賞令配分一族等
訖、於通忠者、為今河殿九州探題御下向之時、當國地頭御家人等可供
奉之由被仰下之處、依遠遠渡海、大略雖令故障、自初令供奉致忠節
之間、預度々御注進者也、緩三吉式部大夫入道々秀、以當庄号闕所、
奉掠上聞、相語同心輩、誘取非拠請文、掠賜御下文、通忠同九州在陣
隙、令亂入當庄之間、自探題御方依御注進、為奉行雅樂右近入道、備
後國地毗庄者、為山内一族等本領之處、道秀乱妨云々頗招罪科歟由被成
御教書畢仍案文、就之重被進御注進之間、歎申寂中、差透屬引付御方、
掠申御奉書如此、乍企無窮、訴、令亂入當庄、致度々合戦之条、先中
間狼籍之罪科、争可遁之哉、就中凌背御定、徒令在國、打入軍陣當參
輩所領内、任雅意致乱妨之条、希代之所行也、所詮、被下當奉行入松
田修理進、急速被經御沙汰、云道秀、訴、云中間狼籍篇、為被、行罪科、
恐々目安言上如件、

永和二年三月 日

これに対し了俊も奉行所に対して挙状を執申している（八一〇）。
この後の経違は不明であるが山内氏は乱中から乱後にかけて応安

一三二〇年三月三日、千光寺領備後國地毗本郷領家職事、本
所之御年貢、毎年如契約京進可申」として領家職を手にいれ、康安二
年閏三月三日には守護山名時瀧名で「備後國信敷庄東方事、右任先例一
族手に可被支配者也」(八六五)として宛行われている。翌明德元年には
「山門石泉院領備後國地毗庄内伊与西村領家職」(八六六)。(一三九三)
十月一日には延暦寺千手院領備後西条河北等所務職補任状によって
西条、河北以下四箇村の所務職に補任されている(八六八)、これは更に
応永四年に再確認されている。

六一 今川了俊世挙状

山内下野権守通忠申本領安堵事、無相凌之様可有申御沙汰候哉、於領
西致忠節候之間執申候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

三月廿八日 沙 弥了俊(花押)

進上 御奉行所

こうして一応南北合一がかなって三代將軍義満の応永年代になると守護の力が増大してくるが守護山名時禰との関係も深まり被官化の傾向をもち次代の牛子丸は禰通を名乗っている。

七一 氏名未詳下文

○以下三通、様式文言等疑フベキモノアリ、

下 山内下野守通忠給之、

備後國地毘庄地頭職事、

元久元年十二月廿日如御下文、

同撰律國富嶋庄地頭職事、

自承久三年十月廿二日任御下文等給、為本領上者、知行不可有相遠狀

如件、

應永元年七月廿九日

戦乱が終つて応永期に入ると氏名未詳文書が三通ある（七三号は略す）。特に七二号になると奴賀東西、備中井原庄などが出てくるがここまで勢力をのびし得たか疑問である。こうして新しい守護体制のもとであらゆる機会をとらえて領有権の深化をはかっている。特に禰通の代になると種々の事情で変動する個々の名田、諸職田を丹念に支配している。それらがすべて守護名儀で認承されていることに、時代の変化（主護領国体制）を思わされる。禰通への讓状は勿論守護山名常禰の名で認承されて

いる。

七二 氏名未詳下文

(花押)

下 山内下野守通忠給之、

備後國惠蘇郡内上村事、

同國奴賀東西事、

一出雲國横田庄事、

一 伯耆國日野郡内伊賀村、

一 備中國井原庄事、

右、依致忠節死行之狀如件、

應永元年八月一日

八〇 山内通忠讓状

ゆひりてとす所領之事、

備後國惠蘇郡地毘庄併所之領者、

右、かの所領てにおいて通忠ウあこ茂のこさす、牛子丸^(禰通)ゆひりてとす

所實也、うゑのこ丸物領たるうゑり、まよれきやうたいこもふふちをく

こゑ、御公事等ハせんれいにまろすへし、此旨おそむきていらんのごも

うらにわいてり、ふぎふのまんどあるへき物也、仍爲後ゆひりて狀如件、

應永五年^{つら}の八月三日

通忠(花押)

備後國津田郷地頭職事、任亡父讓与之旨、知行不可有相凌之状、
(通志)

應永八年八月三日

山内馬子殿
(熊通)

沙弥(花押)
(常照)

この譲り状で牛子丸が三年後には馬子になっているが、後世隆通が算法師と呼ばれたり、嫁法師と呼ばれたりしているのと共通するものと思える。

三、津田郷山内氏の場合

相模に住し山内を号し平治の乱で戦死した俊通の子通時(経俊弟)が世羅郡津田郷の地頭職を得たいきさつは不明であるがおそらく承久の乱後のものと思える。建武二年の通継の譲によれば、津田郷、遠江国飯田庄内加保村の地頭職、伊賀国嶋原郡司職並に京都西願寺御堂となっている。鎌倉末期四代通藤の後家尼真如と五代通宗の後家性忍並に子息土持丸が所領争いをしているがそれ以外は現存の山内首藤家文書では不明である。この山内氏については元弘三年五月の山内通継が六波羅攻に参加したものが初見で、惣領家と同じく催促状は見当らない(四九四)。

通継の軍忠状によれば一族と共に五月二日の山崎合戦から参加しており、若党一人が左肩に負傷している。(四九五) 四九六号の軍忠状によれば元弘三年五月七日、「至篠村御陣最前馳参畢」とあるので元来足利輩下であったものと思える。

備後國津田郷地頭山内首藤三郎通継三、今三十三日戰之時、馳参畢、
候畢、於向後者、可抽軍忠候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年五月十日

藤原通継(裏花押)
(狀)

進上 御奉行所

〔證判〕(高氏)
〔承了〕(花押) 一

四九五 山内通継軍忠状

備後國津田郷地頭山内首藤三郎通継謹言上

欲早依軍忠預御注進、浴恩賞子細事、
(中上)

右、今月二日、馳参山崎、相伴一族山内雅樂助、同藤兵衛尉、同七日、於東寺西、致最初之合戦、追入凶徒等於洛中、於六波羅西河原、抽軍忠之刻、若党大嶋余一被統、
(在所) 左肩之条、同所合戦間、武田十郎、石見國大家弥太郎、出雲國來嶋和田三郎以下、所令見知也、然早賜御注進、為浴恩賞、恐々言上如件、

元弘三年五月 日

建武三年の尊氏の挙兵西上の時は遠江国見付府中で参加している(彼の所領が遠江国にあった事とも関連があるだろう)途中並に京中で奪戦している。特に遠矢で敵六騎を射落しており、若党一人を死なせ二人が負傷している(一月十六日)。

四九六 山内通継軍忠状写

○コノ文書ハ、江戸時代ニ写シタルモノニシテ、紙 目裏ニ、黒印ヲ捺シ、ソノ下ニ「五」ト書シタリ、

備後國山内「首藤三郎」通継申軍忠事

右、去元弘三年五月七日、至篠村御陣、敵前馳參畢、其前後所々御合戦、抽軍忠之条、度々賜御證判上者、不及子細申、就中、於遠江國見付府府中令參會、御供近江國伊岐須賀^(須賀)、大渡橋上御合戦之時、致忠節、遠矢可仕之由、被仰下之間、以遠矢御敵六騎、目射落射射、為御前軍之間、無其隠者也、正月十六日、於三井寺合戦、太刀討分捕仕訖、殊手者若黨山下余介令討死、安氏余作門田清吉被疵之条、同所合戦之間、備後國重貞、安芸國時親、令見知所也、然早賜御證判、為備龜鏡、恐々言上如件、

建武三年正月十一日

承了判

この戦いは備後の重貞（長井か？）と時親（毛利、おそらく代官？）が見ていると記している。建武三年正月十一日は尊氏軍の入京の日であり二十七日に敗走している。通継が九州まで下って行ったかどうか不明であるが、九州からの京上には戦場へ向う常として養子土用竊丸へ譲り状を残している。土用竊丸の父は里見式部大輔義俊（新田氏）で通継の娘が嫁していた。義俊は尊氏東上軍に呼応した播磨の赤松攻に参加して戦死しているが、おそらく舅通継は尊氏軍につくことを予想してなおかつ

一子を託したものと思える。こうして里見の血脈を残し且つ山内の家名を残すという内乱期の武士の知恵であったと思える。通継は建武三年六月の山内攻めに高師直軍に属して戦死している（八四九八）。

四九七 山内通継讓状

（裏書）
「仕此讓状、可令知行状如件、

建武三年六月廿三日

（尊氏）
（花押）

讓渡 所領事、

- 一 備後國津田郷地頭職事、
- 一 遠江國飯田庄内加保村地頭職事、
- 一 伊賀國鳴原郡司職事、
- 一 京都西岸寺御堂事、

右件所領者、通継重代相伝私領也、雖然、依無實子、他姓之孫嫡子里見土用竊丸^(通知)為養子、令改姓名山内所讓渡也、親父新田里見式部大輔義俊、當年六月中、於播磨國府中自被墮命以來、令養育處也、雖為他姓、且云孫嫡子、且云養子、旁以其志深切之間、一圓所讓与也、依為當歳子、雖有辭酌、自關東將軍家御上洛之由承弓、馳參于海道、向戰場之上者、存命不定者歟、仍先所渡讓状也、更不可有親類他人の妨、聊構通継之子孫、於彼所領有望申輩者、可申行罪科者也、仍為後證相副代々御下知證文、讓状如件、

建武二年十一月廿八日

（花押）
藤原通継

四二六、一六、通鑑二息二三、三三、三三、三五、三三、三三、三三

備後國津田郷惣領地頭山内首藤三郎通経（一三二）討死、子息土用龜吉九代時吉謹言上

欲早被閣守護人朝山次郎左衛門尉楚忽注進、被止關所御沙汰、為亡父通経討死跡、申恩賞處、以當郷、入非抛住進条、無謂子細事、

副進

一局 代々御下文以下手継證文等案

一局 御感御教書軍忠之所見

右當郷者、為先祖相傳之地、代々知行無相凌者也、而亡父通経將軍自關東御上洛之由依傳承、為御方最前馳參于關東間、於遠江國見付府中令參會候、御共近江國伊岐須宮、大渡橋上御合戦之時、致忠節、遠矢可仕之由被仰下之間、以遠矢射弘御敵了、為御前事之間、無其隠者也、其後去年正月廿日、京都御合戦時、於三条河原令討死了、土用龜丸依為幼少、差進代官時吉於御方、備中國福山御合戦以下、去年六月山門責、其後度々御合戦之時、屬尾張守殿御手、抽軍忠之条、御感御教書以下明鏡之間、為討死之跡、當時申恩賞之處、結局懸命之本領入關所之条、雖堪之上者、所詮、早為被止關所之注進、恐々言上如件、

建武四年三月 日

通経が戦死したので養子土用龜丸（通知）が相続し安堵申請を申請している（八四九八）。

この安堵申請は守護朝山次郎左衛門尉が關所として楚忽注進したのを閣

右の如くやうハ備後國せらのこやりの内津田の郷の地頭職ハ、通知重

代相傳の地ごとて、知行無相凌者也、あかるに若鶴丸たさかうよりやう（一三二）か詳細は不明であるが通知（土用龜丸）から若鶴丸への永和三三（一三二）

一日の讓状があるので確保できたことは明らかである（八四九九）。

四九九 山内通知讓状

讓与 所領事

山内若鶴丸

右の如くやうハ備後國せらのこやりの内津田の郷の地頭職ハ、通知重代相傳の地ごとて、知行無相凌者也、あかるに若鶴丸たさかうよりやういごとて、心さくふかくたもふによて、ゆつりわさすこころ也、この上り他のさほさけあるへからず、仍讓状如件、

永和三三年二月十一日

兵庫允通知（花押）

然し津田郷については和田村をめぐる隣領広沢氏との間で争論がくりかえされているがこれは単なる所領侵略だけでなく山内家の内部事情がからんでいる。

和田村は津田郷の南西部の高地を中心に成立した村で、僧祐仙の祖母妙法相伝のものであったのを祐仙が受け、それを広沢通実に譲るといふものである。（八五五七）これは祖母妙法が広沢系であったのかも知れないが詳細は不明である。然しこの和田村は翌文和三年山内通氏に安堵さ

れ、守護岩松頼宥名で坂田孫太郎に広沢の押領を防止するよう命じている(八五一〇)。

五五七 僧祐仙讓狀

ゆい^レを^レさす^レ備後國津田郷内^レを^レの^レ村^レの^レち^レこ^レう^レあ^レき^レ事、
右件^レ所^レ領^レ者、僧祐仙之祖母尼妙法女子そ^レう^レて^レん^レの^レ所^レ領^レ也、ある^レを^レ祐
仙相そ^レく^レあ^レて、今^レに^レ知^レ行^レ仕^レ處^レ也、ある^レを^レひ^レ給^レさ^レこ^レの^レを^レの^レ四^レ郎^レ五^レ郎^レ通
實を兄弟^レを^レい^レひ^レく^レ中^レ依^レ子^レ細^レ住^レ所^レ文^レ書^レを^レも^レふ、永代^レゆ^レい^レを^レさ^レす^レ物^レ也、若
一そ^レく^レあ^レき^レき^レ物^レを^レゆ^レふ^レこ^レも、後日^レいら^レん^レわ^レつ^レら^レい^レある^レま^レく^レ候、爲^レ依
後日沙汰ゆつ^レり^レ狀^レ如^レ件、

文和二年二月十日

(頼宥)
僧祐仙(花押)

五一〇 岩松頼宥書下狀

山内兵庫允通氏申備後國津田郷内和田村事、茲彼所止廣澤四郎五郎押
妨、可沙汰付下地於通氏之狀如件、

文和三年七月二日

(頼宥)
(花押)

坂田孫太郎入道殿

然しこれは一挙に解決せず延文二年七月から八月にかけて梶原為平、小
早川春平に対して中国管領細川頼之の名で四回に亘って排除命令を出し
ている(八五一・五二・五三・五五)。

五一一 細川頼之奉書

山内兵庫允通氏申備後國津田郷内和田村事、申狀副具如此、廣澤四郎
五郎押領云々、甚不可然、早小早河左近將監相共在彼所、沙汰付下地
於通氏代、可執進請取狀、至押領之咎者、為有其沙汰、載起請之詞、可
注申之狀、依仰執達如件、

延文二年七月廿二日

(頼之)
右馬頭

相原民部丞殿

五一六 修理亮實秀契約狀

契約申子細事、

右、山内兵庫入道殿子息千壽丸殿事、自後家御前依承子細候、契約申
處實也、殊更當歎仁退治仕候間、未代為申奉候、津田郷半分、自明年
歲致六ケ年、可令知行候、六ケ年過候者、可還進候、仍為後日契約
之狀如件、

延文二年十月五日

修理亮實秀(花押)

(三五九)
然し延文四年十月五日の修理亮実秀契約狀によれば、通氏の後家御前は
子千寿丸の保護を依頼する代償として翌年から六ケ年津田郷の半分の知
行権を広沢実秀に与えている。然し前出の四九九号の山内通知讓狀の如
く永和三年には津田郷地頭職は山内家が保持している。然し翌々年康暦
元年八月にはこんどは三吉義円が津田郷地頭職について訴訟をおこしてい
るなど南北朝期の不安定な政治情勢は尾をひいている。

建三二六(家)一、建二(三)種町、三種町、大町(一)至(二)六、
族及び加茂郷一部地頭山内観西の動きも注目するものがある。

五三八 足利尊氏御判御教書写

備後國凶徒竹内弥次郎兼幸楯籠有福城之由、有其聞、早令發向、可追討之(状)条如件、

建武三年六月十一日

尊氏
御判

津口
山内
一族中

備後において桜山慈俊について挙兵したといわれている甲奴郡の竹内兼幸は土肥実平の子孫で在庁官人として金丸名など東部に勢をはっていたがこれに対して尊氏の追討令が出ており八五三九、庶家一族が長谷部信仲、大田佐賀寿丸らと力を併せて凶徒(南朝方)と戦っている。

五三九 山内観西軍忠状写

備後國津口庄内賀茂郷一分地頭山内七郎入道観西謹言上

早欲為追討凶徒、属御手致合戦、追落御敵刻、於手者或討死或被下、
疵上者、預御證判子細之事、

右、於當國則光西方城、孝中黒幡御敵蜂起之間、属御手懸先、致合戦之處、若黨真室弥次郎被疵、中間宗四郎令討死候畢、御実檢之上者、早為預御證判、恐々言上如件、

進上 御奉行所 承了、

五四〇 長信仲軍忠状写

長弥三郎信仲謹言上

去七月十五日、於備後國則光西方城檣、小早河七郎、石井源内左衛門入道以下凶徒依楯籠、山内七郎入道観西相共彼城押寄、同十七日夜半、御敵於追落刻、中間惣四郎令討死、若黨真室弥次郎被疵、左足同八月晦日、當國竹内弥次郎兼幸、小早河掃部助以下凶徒、令蜂起之間、馳向御調之廣瀬、終日致合戦刻、中間藤五郎左被射 夫一人被討畢、同九月四日、又竹内弥次郎、小早河掃部助、青目寺別當弁房以下之凶徒、大田庄 津口庄令乱入之間、馳向大田与重永堺、数刻致合戦刻、中間二人被疵畢、同廿七日、重永之城檣於追落、或同所合戦、或國中事候間、令存智候、若偽申者、日本國中之大小神可罷蒙御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十月十日

長谷部信仲

進上 御奉行所

加茂郷は現在の世羅郡加茂で一部地頭山内観西が則光西方城(豊栄町)で中黒の幡印の敵、即ち新田系の軍隊と戦って若党一人が負傷し、中間一人が討死した旨をのべている八五三九、則光西方城の合戦には甲奴郡で竹内兼幸と対立していた長谷部信仲も観西と共に戦っているが、この

時の敵は小早河（和木）為信、石井源内左衛門入道、竹内兼幸、小早河（上山）高平、青目寺別当弁房などで府中市下河辺の広瀬で戦い、更に津口庄まで攻め入り、観西の館を焼き、大田庄に討入り重永城に逃げこむという三ヶ月近い戦いであった。

五四一 大田佐賀壽丸代藤原光盛軍忠状写

大田佐賀壽丸謹言上

右、去七月十五日、於備後國則光西方城櫓、小早河七郎、石井源内左衛門入道以下凶徒等依楯籠、山内七郎入道観西相共彼城押寄、同十七日夜半、御敵於追落之刻、中間惣四郎令討死、若黨真室弥次郎被_{左足}被射、同八日晦日、當國竹内弥次郎兼幸、小早河掃部助以下凶徒等、令蜂起之間、馳向御調之廣瀬、終日致合戦之刻、中間藤五郎_{左股}被射、一人被討畢、同九月四日、又竹内弥次郎、小早河掃部助、青目寺別當弁房以下之凶徒、乱入津口庄内賀茂郷、而焼払観西住宅、将又、打入大田庄之間、即馳向致合戦之刻、中間二人被_{左股}被射、同廿七日、重永城櫓追落之条、同時合戦之間、皆以令見知畢、此条若偽申候者、日本國中大明神御_{左股}可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十月十一日

三善佐賀壽丸
代藤原光盛

進上 御奉行所

ここに出てくる長谷部信仲は、芸藩通志に薄子山城（深江村）（長谷部右衛門（信連の裔）の城）信連の子、良連承久三年敗走して甲奴郡に秩居

とあるので竹内兼幸と対立する甲奴の土豪であったと思える。

大田佐賀壽丸は大田庄の地頭で三善康信の子康通（桑原方）の系統で貞宗ではないかといわれている。この当時守護代武田信武が近畿出陣中で、南朝方の万里小路継平、備後の大将吉田高冬、石見の福屋弥太郎左衛門尉などがすきをねらって打入ったものに呼応したものと思える。

十四世紀初当は南北朝という皇統の争いでなく分割領有した職分所領が一円知行（土地支配）を中核とした新しいヒュラルヒーの形成される時機で戦国大名へ移行する中間権力としての守護大名と荘官領主から国人領主への移行過程で二〜三代に亘る数十年の混乱が次代を生み出す陣痛のいたみであったといえよう。

古文書から見た長和庄の長井氏

小林 定市

長和庄について

長和庄の正史である『福山市史』は、長井氏について、大江広元の嫡男である長井時広が備後守護となり、時広の次男泰重が長和庄の地頭職を得て泰重の子息たちに分割譲与した。泰重の嫡男頼重の弟達は備後の所領に根をおろし、田総氏（本拠田総庄）^{たぶさ}、福原氏（本拠信敷庄）^{ふくはら}の祖となり、要害堅固な備後北部に入部した。

長和庄は下地中分の結果、現在地頭分と呼ばれる西南半分が地頭の支配地、東北半分が庄園領主の支配地となる。

建武の新政の時、長和庄地頭の長井貞頼は備後から直接足利高氏の旗下に参加している。

また、庄園領主の支配地である草戸町の真言宗常福寺（現在の明王院）は、草創を大同二年（八〇七）弘法大師による開基とし、その裏付けとして、現本堂（観音堂）の基礎の下方にある柱穴遺跡と、十一面観音像（弘仁仏）を所蔵していることを挙げている。しかし、常福寺の国宝本堂（頼秀の墨書銘）と国宝五重塔（頼秀の陰刻銘）には地頭長井頼秀の名前が

残され、建築遺跡は古文書に代る生きた史料だったのである。従来の通説は文献史料と一致するであろうか。

蒙古襲来期の長和庄地頭職分割

鎌倉時代の中期、蒙古の使者は日本との通交を求めて、次々と日本にやってくる。文永八年（一二七一）九月、幕府は鎮西に所領を有する御家人に西国移住を命じ、翌年の二月には、九州の御家人に筑前・肥前の要害警備を命じて異国警固番役を開始し、同年十月には軍役を賦課するため大田文（一国単位の土地台帳）の作成を諸国に命じている。

幕府は外敵に立ちむかう体制づくりを進めて、翌年には、執権北条時宗と北条氏の外戚で幕府最大の実力者、安達泰盛（時宗の舅）による主導権が確立される。

（以下、関係資料の文章を読み下し文とする）

（文永十年、長井泰茂請文）

長和庄半分和与の事

謹んで承り候い了ぬ、其の間の子細、御使に、
申しせしめ候い了ぬ、定めて申され候うや。
恐々謹言

(文永十年)

八月十二日

泰茂(花押)

「田総文書」

○請文——上司から文書を受けとった時、相手の要求を承認したことを記して申し送る文書。○長和庄——成立は仁平元年(一一五一)に興善院に寄進される。福山市田尻町・水呑町・箕島町・草戸町・西神島町・佐波町・瀬戸町一帯。○和与——物又は権利を無償で他人に与えること。地頭職の半分を一族の者に譲る。○了ぬ——おわりぬの音便。○恐々謹言——書状の書止に用いる文言。○(文永十年)——書かれている字は、異筆の小字で追手書のようなものである。請文には一般的には年号を書かない。○泰茂——長井判官代出羽守泰茂で生没年未詳。長井時広の庶子『尊卑分脈』は時広の第五子とし、また『群書類従』卷六十三は、時広の第二子とする。建長年中のころは関東で將軍供奉随兵役等を勤める、美濃国茜部庄地頭・備後国信敷庄西方地頭・備後国世羅郡西条神崎庄領家職をもつ。

この請文の宛先は不明であるが、長井時広の所領は、当時長井氏の惣領長井時秀が統制していた。

長井氏の地頭職相伝記録の残る、奈良東大寺領美濃国茜部庄では、承久の乱後に、長井時広が地頭に補任され、以後出羽守泰茂・出羽法印静瑜と伝領され、静瑜の子息の出羽孫三郎泰朝と出羽大夫阿○梨桓瑜の兄弟に伝領されたが年貢の未進があったことから、惣領長井高冬は庶子領没収権を行使し、元徳二年(一一三〇)迄庶子領の最終的な処分権を保持していた。

長井時秀(安達泰盛の妹婿)は関東評定衆で評定衆での席次は、北条一族と安達泰盛の次席で、積極的に異国防禦を推進していたものと推定され、長井一族も鎮西での御家人役(異国防禦)勤仕の必要にせまられたのではなからうか、とすると、泰茂は自分の意思によらず、時秀の意をうけて、地頭職を分割することに同意したのである。

太田庄の年貢が、大田庄から尾道え、尾道から船で高野山に送られたように、長和庄の役割は、備北の田総庄・信敷庄・小童保の年貢米を長和庄に集め長和庄から船で、京都(蒙古襲来時は九州又は長門国)へと物資を送るため海岸(港)の支配権を地頭方が握り海を分割して利用したものと考えられる。

嘉元の鎮西異国警固番役大改正と四条烏丸簞料所

文永十一年、弘安四年(一一二八)と二度に亘る蒙古襲来に続いて、第三次襲来に備えて幕府は嚴重な防備を続けてきたのであるが、蒙古襲

天の位階感も亦美に減少し、また地頭・御家人にとつても警固番役は出費もかさみ大きな負担となっていた。

(嘉元元年、出羽左近大夫將監宛、關東御教書)

備後国信敷庄半分(西方)地頭職の事、

四条烏丸の簀料所として、沙汰を致さしむべきの状、

仰せに依つて執達件しつたくたんの如し。

嘉元元年十二月十四日(一三〇三) 相模守(花押)

左京権大夫(花押)

出羽左近大夫將監入道殿

『毛利家文書』

○關東御教書——鎌倉幕府の執権と連署が鎌倉將軍の命を奉じて発給する文書。○信敷庄——広島県庄原市南部、平家没官領。○四条烏丸

——京都府中京区。○簀——御家人役の一つとして、京都の警固にあつた在京武士の勤番所(五間に三間の板屋で楯を並べていた、夜中でも五十騎くらいは詰めていた。)で、夜は篝火をたき重犯罪の取締りと軍事行動を主に担当する。曆仁元年(一二三八)に設置され鎌倉時代の末には四十八の簀があつた。○沙汰——所領を管理・支配・収益を実現する行為。○仰せに依つて——鎌倉殿である久明親王のこと。

○相模守——十代執権北条師時。○左京権大夫——連署北条時村。

○出羽左近大夫將監入道——従来は「尊卑分脈」「福原系図」等から長井頼秀とされていた。しかし、『建武年間記』には「長井前治部少輔頼秀」と頼秀の官位は治部少輔であつたことが判明する。治部少輔とは治部省の次官で官位は従五位下にあたる。將監は近衛府の判官で第三等官、將監は六位で五位に昇つてもなお將監であつたので左近大夫將監といふ、大夫は五位の別称であつたことから、官位から判断すると治部少輔と左近大夫將監は別人で、左近大夫將監は頼秀の父親かと推定する。

この文書は、信敷庄地頭職が四条烏丸の簀料所であつたとする単純な文書でなく、長井氏一族が御家人役として四条烏丸簀屋番役を勤めていたことを示すもので、簀屋守護人になると一族は在京して交代勤番してしたことから、長井氏の鎌倉時代備北入部説は疑問である。

京都大番役は数年に一度三ヶ月程度で済んだようであるが、簀屋在京勤番となると経済的負担が増したことから、信敷庄所領年貢免除の適用を受けた文書のように、当時御家人役は田率所課と呼ばれていたように所領の多少に応じて賦課されていた。

この御教書が発給された嘉元元年(一二三〇)十二月に、幕府は鎮西の異国警固番役の制規に大改正を加えた時で、これまでの各地域別勤務の制度は、九州を五番に分け各番はそれぞれ一年間づゝ勤務することになった。備後の御家人が警固番役を担当したと推定される長門国でも、鎮西の番役と同様に大改正があつたのではなからうか、長井氏の御家人役は戦時の軍役である長門異国警固番役から、平時の京都簀屋番役

に変更されたものと推定する。

蒙古来襲後の翌文永十二年正月、長門国防禦のため幕府は北条時宗の末弟宗頼を長門・周防の守護とする。同年四月、蒙古の使者が鎮西でなく長門の室津（山口県豊浦町）に上陸したことで、長門北岸も警固せねばならない要衝地となり、幕府は防備対策として翌五月に、長門・周防・安芸・備後の御家人に要害の警固を命じている。その後、長門でも鎮西同様に防禦の石築地等が築かれたよう、豊浦町黒井には、石築地の基礎石が現在も残っている。

弘安四年六月上旬蒙古軍はふたたび攻めてくる、その時蒙古軍の一隊約三百隻は長門浦を攻撃したが、日本側の防戦に阻まれて上陸を断念し九州の本隊に合流している。

長和庄悲田院庄官と地頭の対立

鎌倉時代後期になると、異国警固番役や石築地修補などから御家人の負担は増加していた。庄園の現地では、地頭・御家人と庄官の対立が激しくなり、さまざまな紛争が起っていた。庄園領主側は地頭の非法を幕府に訴えると、幕府は相輪を和与で解決するように進めていた。

（年月未詳、備後国長和庄領家地頭所務和与状）

和与す、安居院の悲田院領備後国長和庄領家

地頭所務条々の團

一、検断の事

右、領家地頭相共に半分の沙汰を致すべき也、但し領家分に於いて、田畠の内（公田公畠を除く定め）の在家は地頭之を綺うべからず、地頭に於ける門田畠の内（公田公畠を除く定め）の在家は、預所之を綺うべからず、其外は、

始めより御油畠・市・庄内皆もつて両方半分為べきもの也。

一、百姓逃死亡並びに罪科跡の事、（内容略す）

一、山河海の事、

右、和与の儀を以て、地頭方之を管領（支配）さるべし、但し限ある年貢課役等等に於いては、懈怠無く其の沙汰を致すべし、次に山河海辺の（以下の文欠失）

「田総文書」

○所務——土地や年貢の支配、徴集のこと。所領の管理。○和与——紛争の解決を当時者同士の話合いで処理する。○安居院の悲田院——京都府上京区扇町。安居院とは地名、悲田院は本来病人・窮者・孤児救済の施設。後年後花園天皇の勅願寺となる。○領家——庄園領主悲田院のこと。○検断——警察・刑事・裁判権のこと。○在家——家屋と付属の田畠。○綺うべからず——邪魔をしない、干渉しないこと。○預所——庄園領主の代理の役人、社寺は僧侶が任命された。○管領——支配すること。○市——大勢の人々が交易を行う所。

この文書は、後半部分が欠失しているため、何ヶ条書かれていたのか、また和与が行はれた年月日と、預所と地頭名も不明である。

第一ヶ条の庄内検断に就いて、領家分の田畠と在家に対しては地頭が干渉せず、地頭の門田畠内の在家には預所は干渉しないとされたもので、領家・地頭の領掌権・土地支配権を認め、その他の公田と公畠については双方が半分づゝ支配する契約である。

和与の成立時期について、従来第二条の「百姓逃死亡並びに罪科跡の事」の文章内容から推定して建治元年（一二七五）前後のものと推定された。しかし当時悲田院は二条大路と三条大路の間の鴨川の西方にあったが、延慶元年（一三〇八）無人如導によって上京区扇町の安居院に悲田院は移転開基されていることから、和与状が作成された時期は延慶元年以降となる。承久の乱後に補任された地頭を新補地頭と称し、貞応二年（一二二三）六月に新補地頭の得分の基準が設けられる。

新補率は、田畠十一町毎に地頭に一町の給田を与え、その他の田畠については地頭が一反あたり五升の加徴米を得分とする。地頭には、山野や河海の得分の半分を与えるというものであった。

特に注目しなければならないのは、第三条の山河海の事についてで、地頭管領さるべしと明記されることで、長和庄の海には当然草戸千軒が含まれていた筈である。和与状が作成された時、領家は海岸部の支配権を地頭に委任していたのである。以後長和庄海岸部は旺盛な繁栄地となり、長和庄本郷のあった田尻町には、臨済宗法灯国師の弟子法達祖伝が創建した天徳寺、日蓮宗で日像の開山と伝えられる顕応寺、水呑町には眞言

宗から日蓮宗に改宗し日像を開山とする重顕寺、法華一乗の妙顕寺、草戸町には長井頼秀による常福寺と寺院の建立が続くのである。

従来地頭の支配地であったとされてきた瀬戸町（長和村・地頭分村・山北村）について、和与がなされた後、応安の半済令が出されると悲田院の知行地が分割され、庄園の四分の一が悲田院の知行地である寺家分（寺院の家人）となり、新たに四分の一が守護管理地である寺家半済となる。応永十二年の頃、越前国足羽庄福居より渡辺氏が長和庄に來住する。初代渡辺信濃守高は長和寺家の年貢を五十貫で請負い。二代目信濃守兼は寛正三年備後守護山名是豊に従い子息の信濃守定と共に河内国金胎寺合戦に参加、軍功によって山名氏より長和寺家半済の代官職が与えられたようで、その後、文明七年に山名是豊が没落する迄長和寺家半済の代官を勤めたようである。寺家と寺家半済の境域は不明であるが長和福常寺（眞言宗福成寺）と寺家の内田中名（瀬戸池下流）が『渡辺先祖覚書』に記されていることから悲田院の支配地は瀬戸町一帯にあったと、筆書の四代目渡辺越中守兼は記している。明応二年（一四九三）の頃、備後守護山名俊豊より「御褒美として、坪生五ヶ・藁江わうきの分・木庄正枝分・山北渡辺分、此まゑ御判を頂載仕まつり今にこれあり候。当国に於いては直通（守護代山内直通）に仕え、彼方此方に在陣を致し走り廻り候こと筆に書き盡くされず候……」山名俊豊の被官となった越中守兼に恩賞が与えられるが、坪生・藁江・木庄の三ヶ庄は守護領の代官職であったようで、山北渡辺分（長和庄）は他の所領と異り、我家の所領、渡辺分と記していることは、悲田院の年貢を請負っていた長和庄寺家跡だったようであ

る。山北について、文明十七年（一四八五）閏三月、「尾道権現堂檀那注文」に山北が見られる、その時は山北の境域は不明であったが、天正十九年（一五九一）十二月の「譜録」打渡坪付に「沼隈郡山北内筒井村」と山北に筒井が含まれていたことが判明する。

筒井村とは、瀬戸池上流の瀬戸町筒井に地名が残っていて、戦国時代の山北は北は津之郷町に接し、南は熊野町下山田のあたりまで広がっていたようである。

言葉は時代と共に変化するもので、地頭についてみると、平安時代の地頭は地主・領主とされ、鎌倉時代になると国地頭となり、その後の本補・新補地頭、南北朝以降守護支配下に組み込まれた地頭。更に近世になると中世の地頭職とは何の関係も無い地頭用語が用いられている。

慶長十三年（一六〇三）九月の「幕府老中国替法度」に「国替えについて地頭・百姓等その知行の竹木猥りに伐り取るべからざること」と徳川幕府の許でも地頭用語は用いられ、地頭の呼称も時代と共に変遷し、徳川時代は江戸幕府の將軍の家臣である知行地持旗本の通称となっていた。長和庄一帯の支配者は、戦国時代の末期になると、杉原理興の弟杉原光重の子息である三谷重吉と弟の長和城主三谷重信兄弟（関関録一四二、三溪清兵衛）だったようで、福居八幡宮には玉額銘板が伝えられていた。

「備後国沼隈郡長和荘矣

奉表飾、福居八幡宮御神前玉額所願者、

当国住人、藤氏三谷豊前守重吉并至言女童女等、

武運長久子孫繁昌家門富鏡如意吉祥、

干時 天正壬午十稔八月吉日」

近世初期に長和庄の小領主として杉原系三谷一族が瀬戸町一帯を知行していたことから、福島氏の慶長検地で、中世の長和庄地頭職とは無関係な地名の地頭分村（知行領主の土地の意）が誕生したものと推則する。

鎌倉時代末期の西方地方長井頼秀讓状

鎌倉時代後期になると、蒙古襲来時に庶子は惣領の統制のもとに異国警固番役を勤めるが、惣領に統制されていたのでは庶子の軍功はあらわれなため庶子は惣領の統制から離れる動きが見られ、経済的変動とか惣領の一族支配権に変化が生じて、庶子家は独立して行く。

（元徳元年、長井貞頼宛、長井道可讓状）

讓状所領並びに鎌倉地の事、

一、備後国長和庄西方地頭職、たゞし内わけおく北方となづく、

一、上野国佐野郷内、在家四字、田八丁

一、尾張国泉村、 在家一字、野島老丁五反、

一、越中国内嶋村、

一、備後国信敷庄内半分西方、四条烏丸簞料所、

一、鎌倉地等、 坂はまのこつば、小坪たくまの谷

嫡子

右、ちやくし弾正藏人貞頼、御下文以下手次等をあいそえて譲り渡す

所也、さらにたのさまたげあるべからず、もし子細を申す仁、子孫中あらばふこうの仁たるべし、上へ申し候らいておもきざいかに申しおこなわるべきの状、件の如し。

元徳元年十二月廿二日

道可〔花押〕

〔二二二九〕

『毛利家文書』

○讓状——所領財産などを譲り渡す旨を記した証文。○鎌倉地——長井貞頼は貞和五年（一一三九）八月の讓状に鎌倉屋地（屋敷と土地のこと）と記している。鎌倉市の東南、現在の神奈川県逗子市小坪と、鎌倉市浄明寺の宅間の谷に屋敷と土地があった。○長和庄西方——専門家の説は瀬戸町地頭分とされてきた。しかし長和庄の西方に地頭職が存在したのでなく、地頭職を二ツに分割し分割後の西方のことで草戸町、草戸千軒も含まれる。○嫡子——嫡妻の長子、家督を相続するもの。○彈正藏人貞頼——頼秀の子息、長井出羽守貞頼。○下文——公式文書で權利等の証文。「下誰某」という様式で恩賞地の充行など主として永続的な權利の付与に用いた。鎌倉幕府では將軍家袖判下文と、政所の役人が連署した政所下文があった。○以下——それより下。○手次——手継に同じ、土地所有の経過を示す文書。○子細——差支えとなる事柄。○仁——人と同じ。○件の如し——証文の止め言葉。前文に記したことがら。

讓状について、讓状によって他人の妨害を防ぎ、訴訟の場合の証拠とするものであるから本文は自筆書き、日付は年号から書く。

当時の地頭は讓状の筆頭に本拠から書き出して、備北の山内氏は、地毗庄、安芸の小早川氏は沼田庄を筆頭に書いていることから、長井頼秀は長和庄を本拠としていたことが判明する。

頼秀は四条鳥丸の簞番役を勤め備後の長和庄と鎌倉屋地を重要な所領としていた。逗子市小坪の西方の境界には飯島（飯島・西浜・和賀江島は同一の場所）があり、当時、飯島・和賀江島は鎌倉の港湾商業地域として最も栄えていた。飯島岬の突端には港湾施設としてつくられた築島和賀江島があり、鎌倉時代唯一の築港跡として国史跡に指定されている。和賀江島の維持管理は極楽寺（鎌倉市極楽寺、開基は忍性、真言律宗）に与えられていた。極楽寺の創建者である北条重時は、関東評定衆長井時秀の妻の兄である安達泰盛の舅にあたる。草戸町の常福寺（真言律宗）の前方に市場港町の草戸千軒が栄えたように、小坪の前方にも港湾が展開していたのである。

常福寺について、常福寺を建立した長井頼秀の孫、長井掃部助貞広に相続人が居なかつたので、貞広は一族の毛利元春（初め師親）の第五子の毛利広世を養子としたが、広世は至徳三年（一一三六）の頃、長和庄の關係を断って安芸国高田郡福原村に移住する。

また、東方地頭の田総長井氏について、甲奴郡稻草村龍興寺の古書『龍興寺末山世代記』は、長井重継の田総庄入部を康永二年（一一三三）と記している。以後、東・西地頭の長井氏が信敷庄と田総庄に本拠を移したことから、福山市では長井氏の研究が進まず、地元にも長井氏に関する中世史料が存在しなかつたことから、常福寺の近世の棟札と縁起が、

史料の厳正な分析をうけることなく、弘法大師による大同二年（八〇七）創建説が盲目的に信じられてきたのである。

水野氏が備後に入部した翌年の、元和六年（一六二〇）の大水害により常福寺の本堂は土中に埋没するが、水野勝成によって翌年の九月に本堂が再興されたとする棟札二枚が常福寺にある。

昭和三十七年から始められた常福寺本堂の解体修理で元和六年の再興の規模が解明されるが、棟札の内容とは異り工事は筋違と支柱を入れただけの軽微なもので、『国宝明王院本堂修理工事報告書』によると「もし、元和七年に大修理が行われていると、元禄三年（一六九〇）に解体大修理の必要は全く無かった」と記され、建築工学のうえからも元和大修理説は否定されている。

野々口立圃が慶安四年（一六五一）福山に来住し、明暦二年（一六五六）のころ書いた『草戸記』に（御堂の本尊観世音の左には、阿弥陀堂（長井頼秀建立カ）として形ばかりが残り、右には五重の塔婆が聳えていたと記している。もし元和六年の大雨洪水による本堂埋没を水野氏が再興したのであれば、阿弥陀堂も同時に補修された筈で、三十年後の慶安四年に形ばかりの阿弥陀堂が残るといった事態には絶対に至らなかつた筈である。

五重塔は貞和四年（一三三八）に建立された建造物であるが、縁起には、平安時代初期の画家巨勢金岡が母の菩提のために建立したとか、その際の木工工事は飛騨工が行ったとし、また五重塔を再建立するための細工が巧妙に相輪伏鉢に後世施されていて「再修・覚忍」の四文字が追刻され

ている。前記元和七年の本堂棟札には、「大同二年の昔十方の助成をして七堂伽藍立初より以来」「当寺を開基した者大同年中、初めの住持沙門は伽藍造立の願を発し広く衆に縁をむすぶことを勧めた時貴賤男女は歡喜踊躍の思いを成す」と大同二年より七堂伽藍があつたとか、勧進は鎌倉時代に行われるのであるが、平安時代初期に勧進が行われた文意が記されているが、大同二年の創建を裏付ける史料としては何れも、信頼できないもので事実無根の創作伝承である。現在の本堂の下の堀立柱穴は寺院用のものか、庄園関係の雑掌とか預所、地頭代官等の住居跡の検討も必要である。また文化財である木造十一面観首像について、創建時以前の古仏像が祀られている寺院は多く（瀬戸田耕三寺には六朝（四五世紀）時代の古仏あり）、藤原氏系の長井氏ならば京都で古仏を入手することは別段難かしいことではなかつたであろう。

鎌倉幕府の滅亡と長井貞頼

元弘の変によって、後醍醐天皇は隠岐島に流されるが、元弘三年（一三三三）閏二月後醍醐天皇は隠岐島を脱出し、伯耆の名和長年に迎えられる。幕府は、名越高家と足利高氏を大将として伯耆に送るが、高氏は途中丹波国篠村で、後醍醐天皇方に寝返り六波羅を攻める。

（元弘三年、長井貞頼宛、足利高氏軍勢催促状）

伯耆国より、勅命を蒙り候の間、

参じ候、合力候ハバ、本意に候。

恐々謹言

元弘三
(押紙)

五月六日

高氏 (花押)

長井弾正藏人殿

「毛利家文書」

○軍勢催促状——軍勢を出陣させて、味方に参加することを依頼した文書。○伯耆国——鳥取県西部の船上山。○勅命——後醍醐天皇の命令。○合力——力添えをして助けること。○押紙——後の人が参考にするため(元弘三)と小紙片に書いて、紙片全体を糊付し料紙に貼り付けたもの。

この催促状と同文のものが、結城宗広・小笠原貞宗と九州の大友氏・宇治惟時・島津貞久に与えられている。内容は、「天皇方に加わることにしたので高氏軍に参加し合力してくれればうれしい。」というもの。

(元弘三年、奉行所宛、長井貞頼著到状)

長井出羽弾正藏人貞頼、

今月七日に御方に馳参り候い畢ぬ、

此の旨を以って御披露有べく候。

恐惶謹言

元弘三年五月八日 貞頼 (裏花押)

御奉行所

(証判) 「(異筆)」「承り了ぬ」(高氏) (花押) 「

「毛利家文書」

○著到状——軍勢催促状を受けとった者が、一族郎等以下を率きつれて戦陣に馳せ参じた時、武力集団の最高責任者に差出し証判をうける文書。○披露——文書を受領した奉行人が主人(足利高氏)に取りつぐこと。○恐惶謹言——書状の書止めに用いる文言で、相手に敬意を表す。○裏花押——普通は署名の下に据えるが、裏花押は署名の裏にあたるところに花押を据えて、相手に敬意を表す丁寧な書式。○証判——著到状を提出された統率者は、著到状に承認したことを記し花押を据え提出者に返却する。提出者は著到状を大切に保管して後日恩賞を要求する場合の証拠文書とする。

後醍醐天皇は、天皇親政を実現するため討幕計画をたてたが、正中の変によって一旦挫折するが、再度、討幕計画を積局的に推進していた時内大臣吉田定房が密告したことで、六波羅探題の大部隊が皇居に迫るうとした元弘元年八月二十四日、天皇は神器を持って密かに京都を出て南都から笠置に移った。

九月二十日には鎌倉幕府の推戴によって量仁親王(光厳天皇)が践祚す

る。踐祚には先帝が劍璽を新帝に授ける劍璽渡御を行うのが例であったが、後醍醐天皇が笠置に籠っていたため劍璽渡御の無い踐祚となった。九月二十八日に西上した二十余万の幕府の大軍によって笠置は落城、翌日後醍醐天皇は宇治で捕えられ平等院に移され、三日後には六波羅南方に移される。十月六日になると神器は六波羅南方から下京区六条の長講堂の光厳天皇に渡されるが、『太平記』卷三には神器の警固人四名の内一人に、長井弾正藏人貞頼の名が見られる。

鎌倉時代末になると簗屋の武士は京都市中の治安維持、京外の戦闘に動員される。元弘三年（一一三三）五月六日には、長井貞頼は幕府の六波羅防備の簗屋武士として、足利高氏の六波羅攻撃軍と相對峙していた筈である。高氏は六波羅総攻撃を前にして、六波羅守備の外様有力御家人の切崩しを計ったようで、軍勢催促状を受け取った貞頼は翌日の戦いに高氏方に味方する。

安芸国吉田庄地頭毛利時親が、越後国佐橋庄の南条館を本拠としていた時、宿所が炎上し所領等の手継文書を粉失したことで、建武元年の頃、建武政権から毛利一族の者に問状が出された時、長井治部少輔頼秀と長井出羽守貞頼は紛失は相違ない事と、請文を京都代官に提出している。

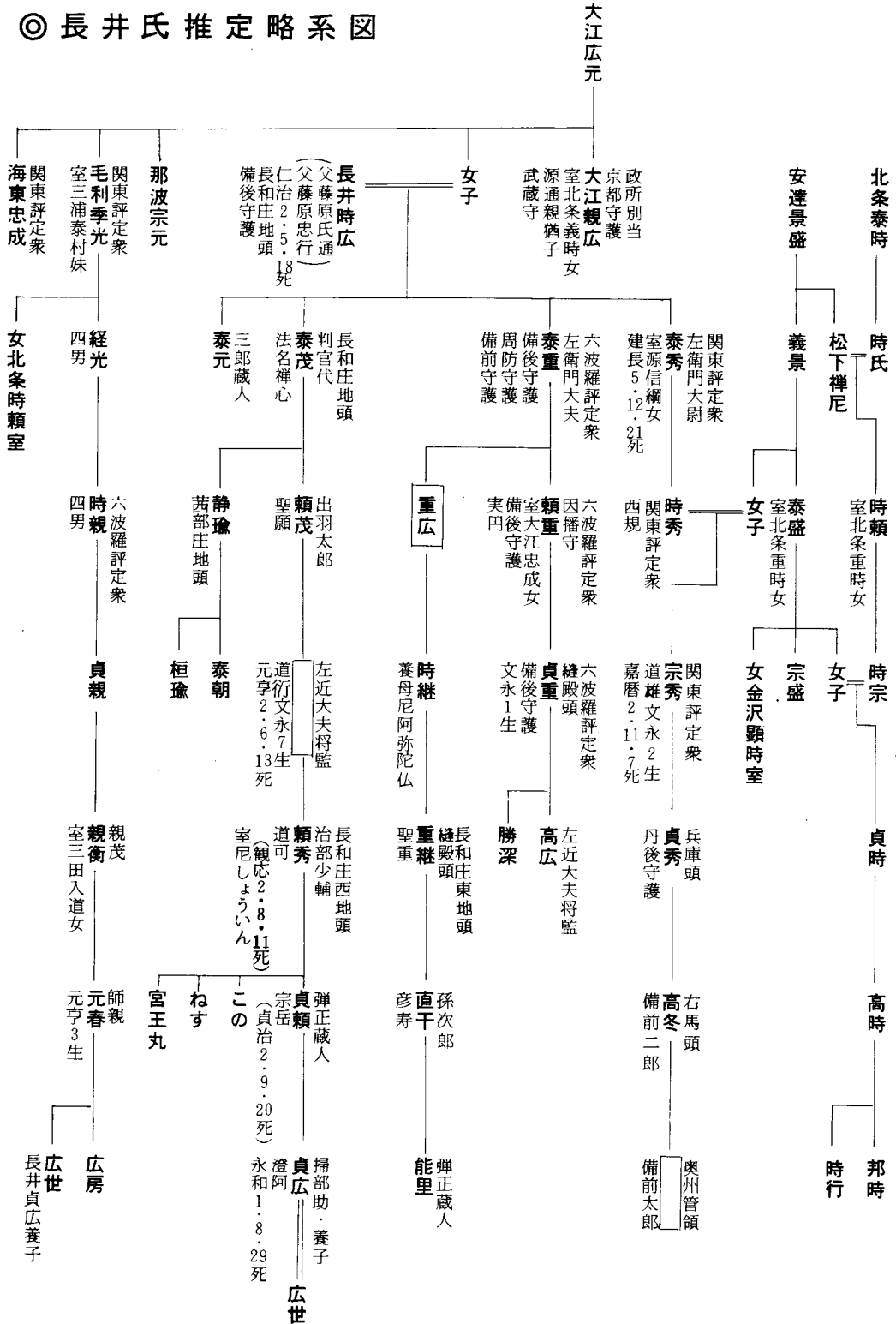
従来、長井氏は鎌倉時代備後の所領において地頭領主制を確立していたとされてきた。しかし、長井氏が支配した記録が残る美濃国西部庄地頭代伴迎蓮・同国遠山庄代官頼持・但馬国田公御厨地頭代信念・備後国信敷庄代官広氏・同国田総庄地頭代重宗と全ての領地で地頭は在地せず、地頭代官が現地の支配を行っていたことから長井一族は京都又は鎌倉に

定任していたものと推定でき、また長井貞頼が活躍した建武年間迄の記録も草土常福寺以外は備後でなく京都であった。

長和庄関連年表

西 曆	年号年月	備 考
1151	仁平1・11	藤原頼朝の一族、安楽寿院の末寺興善院え長和庄を寄進する。
1221	承久3・6	承久の乱。幕府八条院領（長和庄を含む）を没収し幕府領とする。
1221	承久3閏8	幕府、官軍方の所領に地頭を補任する。（長和庄地頭に長井時広任命カ）
1273	文永10・8	長和庄地頭職を分割する。
	鎌倉時代末	田尻、臨濟宗天徳寺、法灯国師の弟子法達祖伝により創立される。
1285	弘安8以前	但馬国の太田文、興善院領に領家悲田院の記載。（長和庄も同時寄進カ）
1303	嘉元1・12	長井一族、京都四条烏丸簗屋守護人となる。
1306	嘉元4・6	長和庄歙喜光院領に編入され寄進替される。
1307	徳治2・2	東地頭長井時継又は六年後に養母尼阿弥陀仏長井重継に地頭職を譲る。
1308	徳治3閏8	尊治親王（後醍醐天皇）大覚寺統領（長和庄を含む）を相続する。
1308	徳治3以後	悲田院と地頭支配権を分割する。地頭海（草戸千軒）の支配権を持つ。
1313	応長1・3	水呑、重頼寺真言宗より日蓮宗に改宗する。備後国最初の日蓮宗。
1320	元應2	田尻、日蓮宗願応寺日像により創立。
1321	元應3・3	草戸、真言律宗常福寺（現在の明王院）長井頼秀観音堂を建立。
1329	元徳1・12	西地頭長井頼秀嫡子貞頼に地頭職を譲る。
1333	元弘3・5	長井貞頼、足利高氏の軍勢催促に応じ幕府軍を攻撃する。
1342	康永1・10	水呑、法華一乗妙性日像の見舞に上京する。
1348	貞和4・12	草戸、常福寺の五重塔を頼秀建立。（この頃阿弥陀堂も建立カ）

◎長井氏推定略系図



久遠成院日親の備後布教と山田郷武將

小林 定 市

渡辺氏備後國長和庄に来住

伝承によると、鎌倉時代の末期に、渡辺氏が山田庄（現福山市熊野町）に入り、後年、一乗山城（市史跡）を築城し、渡辺越中守兼が日蓮宗に帰依し、文明年間に久遠成院日親を開基として常国寺を建立したとされてきた。

越中守兼が、備後四代の事跡を記した「渡辺先祖覚書」（浜本鶴齋の写本）は二度に亘る筆写で、誤字脱字が想定され、また明らかに内容を書改めたヶ所もある。変体仮名や、誤用漢字が多いので、現代漢字の読み下し文にすると次のようになる。

（享祿三年、渡辺越中守兼の渡辺先祖覚書）

渡辺備後草戸村代々居住之次第越中守此の如く書き残し候条々の事。

今、享祿三年（一五三〇）これを書く。

第一代、渡辺三郎太郎、官は三郎左衛門尉、受領は信濃守、実名は高、戒名は空山。此の人十七の歳よりの事也、越前国福井庄七百石の在所

が本領也、武衛様の私家人たり、然る処、幼少にて親に離れ候に付いて、叔父あり高成人の間、彼の家公義の名代としてつくのい（償うこと）仕り、其のまま乗取べき企み、先ずは去るに付て叔父を討候。

ご遍より御咎め在るに依つて、以ての外、京都え罷り上り、悲田院に、かしこきと申す出家、高親類の条是を頼み入、さまをかえ、彼の寺に忍び居り候所に、重て越状（移動）を以ての間、かしよき備後國悲田院領所たるによつて、庄主につれられ備後草土村え下向。（以下略）

初代、信濃守高は叔父を討つた後、越前福井庄から逃れて草土村え来住したことを記しているのであるが、中世の越前国には福井庄は見当らず江戸時代に、福井の地名に至る変遷の経過は、足羽御厨北庄から、福居に、その後福井と改められている。また本領は七百石としているが、中世の表示は貫又は足で、朝倉氏の足羽北庄預所職の土貢は四百余貫であり、記されている事柄全てを事実とするのは疑問で、転写の際に書き改められていたのである。

文明年間の越中守兼

江戸時代の中・後期に渡辺氏の事跡を記した史書、『備後古城記・備後太平記・渡辺氏系図・日親上人徳行記・備陽六郡誌・西備名区・福山史料』の一部に、内容の誇張と美化、事跡は時代を溯さかのぼって記しているものがあり、覚書の三代目信濃守家の終りには次の記載がある。

山名政豊様三ヶ国え御入国の砌、名倉越中守・渡辺三郎左衛門尉(兼の父・信濃守家)摂州え罷り上るべきの旨仰せ下され候。名倉越中守は息九郎右衛門尉を引具し則すなわち罷り上られ候、三郎左衛門尉の事は、虎松(越中守兼)と申す子を成人(元服)においては、御目に懸らるべきの由御請け申す、其の身は其の砌罷り上らず(中略)

其の以後、源三(越中守兼)担州御屋形様(備後守護山名政豊)え、御目に懸べきために、宮若狭守殿、御在京の砌、十六の歳登せ置き、十七迄在京させ十八の歳京都え登り候。俊豊(政豊の次男)様御目に懸候也。(以下略)

播磨・備前・美作の三国守護であった赤松満祐が、嘉吉の乱で將軍義教を暗殺、この時山名持豊(政豊の祖父)は赤松満祐を討った戦功で、赤松氏の三国守護職を得るが、応仁の乱で赤松政則が三国奪回に成功する。

文明十五年(一四八三)九月、政豊は応仁の乱で失った三国の奪回をめざして播磨に進軍したのである。この時政豊は、名倉氏と渡辺氏に陣所

え来ることを下命、信濃守家と名倉父子は同道して政豊の陣所え祇候した時、信濃守家は越中守兼(虎松)が元服すると、御目見得することを約束したのである。

越中守兼が元服した長享元年(一四八七)に母方の祖父、宮若狭守(同年九月十二日、常徳院御動座東山殿祇候人数の中に、宮若狭守宗兼の名前あり)を頼って上京したのである。

明応二年越中守兼の活躍

明応二年(一四九三)京都では、細川政元が將軍足利義材を追放し、足利義澄を擁立する。室町幕府の歴史において、將軍が部下によって追放され、別人が將軍となる初めての出来ごとであった。

備後守護、山名俊豊も同様の状況となり、覚書に次の一節がある。

(明応二年)三月中旬の頃に御座候か、塩治殿え御着成され候。

然る処に垣屋・太田垣殿、御親父政豊様御隠居にて御座候を取立て申され、米地山と申を御陣に召され、具臣(役に立たない家臣)一万余にて御取かけ候。敵味方の間八町御座成り、輪宝山と申は間一町計に候、四ヶ年の間是にて取り合ひ度々御合戦、其の段に於いては筆を取らず候の源三に候。五月十一日・七月八日の合戦に塚村二郎左衛門尉を討死させ、数ヶ所の疵を蒙り御感状これあり候。

其の以後御和談にて敵御陣を退散候。山内大和殿より俊豊様を当国へ呼び下し申べきにて、種々取あつかひ御座候。

御屋形様(山名俊豊)山内二郎四郎殿御逢の使、源三年二十二の事にて候。

嘉吉の乱後、播磨守護に補任された山名持豊は、守護代に垣屋熙統を任じ郡代には但馬国人衆を宛て、播磨支配を続けて来たのであるが、応仁の乱で、赤松政則は細川勝元に与して、赤松氏の三ヶ国を奪回して再興をはたす、巻返しに出た政豊は文明十五年播磨に侵攻したが、長享二年(一四八八)七月赤松方が反抗に転じたことで、播磨進駐を放棄して但馬に退陣した。戦争の継続を主張する山名氏の有力国人衆は、政豊と対立し、俊豊を擁立した西北但馬の国人衆が入国したのが明応二年のことで、この時、越中守兼は俊豊に感従して、京都から若狭小浜に至り、塩冶周防守等の案内で、海路丹後半島を廻って但馬に入国する。

越中守兼は俊豊方として軍忠に励み、塚村二郎左衛門尉を討取り、自身も数ヶ所の庇を負った年が、二十二歳であったと記している。

但馬は内乱状態となり、不利な立場に立たされた政豊は、敵対した俊豊を廃嫡し、三男の致豊に家督を嗣がせ、備後の守護に任命し反撃に転じた。このため備後には一時に二人の守護が併置される。

但馬に攻め込んだ俊豊は一時優勢となったが、政豊と致豊が、守護代垣屋遠忠・統成・大田垣・田公らと結んで、巻き返しを計ったのである。

小早川隆景の書状

今を去る四百年前の、天正十九年(一五九一)八月豊臣秀吉は、翌年三月を期しての明国征服動員令(文禄・慶長の役)を諸大名に発し、肥

前名護屋築城普請を指示する。

中国地方では、毛利氏の広島城が完成し、天正検地が実施された結果、渡辺氏が本拠として来た沼隈郡山田郷は、毛利元就の八男元康の所領と定まり、福原貞俊と毛利輝元に今迄同様に渡辺氏が山田郷を保持出来るよう歎願するも効果なく、窮状打開の方策として、毛利家と渡辺氏の古くからの関係をよく知り、また面倒見のよい、筑前名島城主(三十三万石)の小早川隆景(元就の三男)に、本領安堵の力添えを懇訴したのである、驚いた隆景は、同年十二月十七日に、山田郷問題解決のため、穂田元清(元就の四男)と元康に、千七百字近い長文の書状を送っている。

(天正十九年、穂田元清・毛利元康宛、小早川隆景書状)

態と申し入れ候、渡辺身軀の事、今の姿においては相統し難きの由に候らいて、遙々此の表に罷下られ候、歎は是非に及ばず候、余の如くに差難き筋目(山田郷)を放れ候の間、先年以來の儀御両所(福原貞俊・毛利輝元)迄申し入れ候条、何と様にも重畳御披露を遂げられ、安堵候様に仰せらるべき理に候、其の子細は、渡辺越中(兼)の事興元(元就の兄)様御目に懸られ、備後より召下され候らいて久しく吉田に置かれ候、其の節は日頼(元就)様は未だ田治比殿にて御座候らいつる間、兄弟の如く御取相候らいて逗留候、其の己後草戸え罷り下られ候、興元様も御遠行候、其れ己来中国の变化大小家共に其の員を知らざる事に候、然れば吉田の御事いぬふし坂の上、備後口は、伊多岐馬とおしを限りに御無力に罷り成り候条、備後外郡(深津・安那・

品治・沼隈・御調・声田・世罷（全部）の身持（身分・この場合は毛利氏の代官職）を差し違わされ候、（以下略）

（『広島県史』譜録、渡辺三郎左衛門直）

秀吉の朝鮮進攻計画が、不明であった渡辺越中守兼と毛利元就の関係
を明らかにしたのである。

但馬国人衆の支持により、父の領国但馬を攻め込んだ俊豊であるが、弟
の致豊が但馬・備後の守護職を相続すると、但馬の守護代以下の国人衆
は心変わりし致豊を支持したのである。

但馬の経営が悪化した俊豊は、新に山内豊成を守護代とし、越中守兼は
申次となり守護領の代官職として、坪生庄の五ヶ（大門・津之下・能島・
能々浜）・藁江庄の青木・木之庄の正枝・山北の渡辺を与えられている。

その後、俊豊の勢力は衰退し続け、明応六年（一四九七）十月、安芸国
高田郡吉田庄の毛利弘元（元就の父）の支援を乞うが以後の動向は不明
となる。俊豊の守護領は、新守護致豊の守護領でもあり、越中守兼の代
官職は同時に致豊の部下にも与えられていた筈であり、俊豊が没落する
と、俊豊の守護領は致豊に敵対した謀反人の所領で没収されるべき地と
なることから、前記の守護領を越中守が支配し続けることは出来なかつ
た筈である。備後に居住することが出来なくなった越中守兼を、毛利弘
元（又は子息の興元）が吉田庄に招いたようで、その頃、高田郡下小原
村の渡辺飛弾守の娘を妻に迎え、吉田庄周辺に十年前後住んだようである

毛利元就は、明応六年に出生し少年期を越中守兼と共に過していたわけ

で、家督を相続した元就は大内方の部将として備後侵攻の際は、気心の
知れた越中守兼を、備後南部外郡の代官に起用したのである。

渡辺越中守兼の「渡辺先祖覚書」

毛利元就は、天文二十三年の厳島合戦に勝利し、続いて防長攻略戦が
終わった弘治三年（一五五七）十一月、六十一歳の元就は「三人（毛利隆
元・吉川元春・小早川隆景）心持の事、今度いよいよ申談せられ候、誠
に千秋万歳大慶この事に候」で始まる三子結束の長文の教訓状を子息に
書残し、七十五歳で死去している。

越中守兼も同年齢の五十九歳の享祿三年に元就の教訓状に倍する字数の
「渡辺先祖覚書」を書き、元就と同じ七十五歳で死去している。

元就は、戦国武将として勝れている三人の子息が相争うことを禁じ、毛
利氏が末長く繁栄することを念じて書いているのに対し、越中守兼は六
人の子息が居り乍ら、何れの子息も戦国武士としての資質に欠けていた
ためか跡目を相続したのは、孫の出雲守房であった。

俊豊の幕府出仕に興添えを命ぜられると「名字の面目末代たるべく候」、
また近江の朽木で俊豊と同居すると「御詞を加えられ感涙を流し申し候」と将
来の希望に胸躍させたのも束の間、守護没落の悲運に見舞れ、相続人に苦
労した越中守兼が、再度飛躍した時点で渡辺四代の事跡を記し、子孫の
励みを願ったようで、終には次の一節がある。

山田の儀、木梨（杉原氏）方当知行の条替にて当郷（山田郷）え切り

入り、一万六千貫の宮殿を敵に仕り在身候、かくの如く候処に、直通
(山内) 御調法衆宮修理亮殿の御一行并に千手寺宮高春の副状、地頭
分の儀は直通の一行之に在り。(後略)

天文三年六月廿日

渡辺越中守 兼判

(浜本鶴實写、「渡辺先祖覚書」、福山城古文書館蔵)

「覚書」の書き出しは、享禄三年であったが、書き終りは天文三年

(一五三四)六月と、四年も年月が相違していることで、一万六千貫の
宮氏と戦かう年月は天文三年以外の年は考えられず、尼子方の宮上野介
家(芦品郡新市町、亀寿山城)と、大内方の毛利氏が激突するのが天文三
年で、亀寿山城の総攻撃戦以前に、山田郷の宮庶子家と毛利・渡辺軍と
の間で戦闘があつて、宮庶子家が敗れたことで、覚書に書き増が加えら
れたものと私考する。

山田郷宮庶子家の跡

寛永十五年の春、水野勝成は島原合戦に従軍の後、半年の参勤交替を
終えた、寛永十六年(一六三九)三月、吉利支丹対策のためか、領内の
村々に寺領・社領の提出を命じたようで、僧侶・神主・庄屋役人は福山
役人宛に寺社領を提出している。其の後、福山役人又は「水野記」の筆
者吉田彦兵衛に依り、旧記は簡単な文章に書き改ためられている。

(寛永十六年三月、備後国沼隈郡寺社差出)

山田郷

日蓮宗高照山常国寺 嘉吉年中渡部信濃守建立、(以下略)

同末寺金玉山金持寺 当国の領守宮氏の代に寺領十八貫を付る。

すなわち此の寺に宮氏の石塔在る也。

山中山大富寺

古来当国の領守、宮某寺領十八貫之を寄す。

八幡社 一社

古来宮氏之を造営す、社領七十五貫之を寄す。

双桂山香林寺

古来山名氏建立しすなわち寺領十八貫を付る也。

此の寺に山名氏の石塔在り。(以下略)

(「水野記」十三、「寛永寺社記」)

前記の史料から、渡辺氏が山田郷に入部する以前の山田郷は、宮氏と
山名氏の石塔が存在し、両氏の支配地だったのである。

金持寺は下山田の坂根にあつて、観音堂があり、本尊は十一面観世音菩
薩の座像が祀られているところから往古は真言宗と考えられる。

宮氏の石塔とは、観音堂の南側山腹に、宮近門民部左衛門定親の墓と伝
えられている宝篋印塔と小宝篋印塔三基と教基の五輪塔があり、裏山の
山上には坂根八幡宮がある。八幡宮には、一乗山城主渡辺越中守兼が年
々の例祭に参拝した伝承があり、また近くに、岡の丸という地名が残り、
周辺部の所々に五輪塔が散在している。

山中山大富寺(現、日蓮宗小本山常国寺末・四大山法縁寺)中山田大富
にあつて、寺の前方には大富の観音堂があり、本尊は十一面観世音菩薩
(等身大の立像)が祀られていることから、金持寺と同じ真言宗と考え
られる。また堂の前方には御池と呼ばれる古池があり、御池の中島には
立派な宝篋印塔の九輪だけが祀られている。

法縁寺の東側横に八王子神社が鎮座していて、現在は八王子神社と法縁寺・観音堂は別個の寺社であるが、昔は御池を含めて一体のものと推定され、観音堂一帯は土居の地名が残り、周辺には、西の丸・城ヶ迫の地名もあり、御池の西方には殿様河と呼ばれる泉も現存する。

高下観音堂、下山田高下にあつて、本尊は千手観世音菩薩であるところから、金持・大富の観音堂と同じ真言宗と考えられる。

高下八幡宮、一の宮の呼称があり、宮氏造管の八幡宮と考えられ、常夜燈には「慶長十二丁未八月・惣氏子中」と彫られている。

金持寺と大富寺の中間に土城どしろと呼ばれる山があり、麓には数基の五輪塔が祀られている。

以上の遺跡の伝承から、山田郷宮氏は、瀬戸池に近い馬背山の東南部に寺社を配し真言宗に帰依していたのである。

双桂山香林寺、(現、沼隈郡中山南、真宗熊峯山光林寺)は元來、現在の中山田光林寺池の中に、香林寺の寺跡を記した石碑が立っている。

山名氏の一族に香林寺の近くに居住した者が居たのであろうか、近くに甲谷城と夕逸城があり、香林寺の西北方の尾根には太郎丸・治郎丸の地名が残り、周辺部一帯には多数の五輪塔があることから山名氏の石塔と考えられる。

又、一本の、『嵯峨源氏渡辺系図』の四代目の項には「兼、渡辺源三、三郎左衛門、越中守、母、宮若狭守、法名妙安。山名俊豊殿、備後国宇原城住、後同国沼隈郡山田一乗山城築」と記しているところから、山田郷は馬背山と熊ヶ峯山系に二分されて、一乗山城・甲谷城・夕逸城は

山名氏の支配地と考えられる。

もし、宮氏が建武時代の頃より山田郷を領有していたとすると、康永元年(一三四二)に南朝方を攻撃した尊氏方の宮下野守兼信が海戦したと、永和三年(一三七七)と康暦三年(一三八一)に宮入道仙と宮次郎左衛門尉が、隣接地の長和庄東方の田総長井領を押領したことは、地理的にも納得できよう。

本泉寺の位牌

山田郷を北方に約十四キロ行くと芦田郡相方村(現、芦品郡新市町相方)に、京都市華宗大本山本能寺・尼崎本興寺を本山とする法華宗旭唱山本泉寺があり、往古は観音寺の本尊の伝承を伝え、天文・弘治の頃に開基された有地宮氏の菩提寺で、有地氏は有地石見守清元を初代としているのであるが、清元の父と推定出来る人物の位牌が祀られている。この位牌は、延宝八年(一六八〇)以後再造された総位牌である。

表

高顔院殿定親日妙大居士

理法院殿青心日覚大居士

(以下略)

裏

高 文明十八年十月十三日 (一四八六)

宮禁門民部左衛門尉藤原定信山田軍端打死

理 大永三千年五月九日 (一五二三)

有地国竹城主有地石見守清元、菩提所本安寺

(以下略)

位牌表の法号、高顔院殿定親日妙大居士は、文明十八年十月十三日に没し生前の姓名は宮禁門民部左衛門尉藤原定信であつて、没した場所は沼隈郡山田郷の軍端(中山田、九曜ヶ端カ)だったのである。

位牌の法号について、院号・道号・日号・位号が付けられているが、出家当時の道号は定親で、親の一字は、久遠成院日親の法諱「親」の字を日親が与えた名譽ある法号と考えられ、日親に弟子入りしたのは、越中守兼でなくて宮定信だったのである。越中守兼の父三代目信濃守家は、当年三十五才で二十三年後の永正六年に長和庄草土で没し、日蓮宗に帰依していなかった。また、越中守兼は元服前の十五才の少年であつた。

山田郷に宮定親の立派な宝篋印塔が建立されていることは、定親が文明十八年に死没した後も山田郷を領有し、一族によって手厚い供養が続いたものと考えられ、位牌の順位から、有地石見守清元より三十六年前に死没した宮定信は、清元の父親に当るものと私考する。

久遠成院日親の「埴谷抄」と備後布教

日親は、応永十四年(一四〇七)〜長享二年(一四八八)。久遠成院と号し、上総国(千葉県)武射郡埴谷村の埴谷一族に生れ、埴谷左近将監の養子となり、埴谷村妙宣寺の日英に弟子入りし、後に中山法華経寺の日進のもとで修行。

日親は不受不施を唱えた日蓮宗の僧で、京都の日蓮宗大本山叡昌山本法寺を開山、日親の厳格な日蓮宗信仰は、支配権力者に対し諫曉する行動となり、激しい法難を度々蒙るのである。

次の「埴谷抄」は文明元年(一四六九)六月十三日に、埴谷平次左衛門尉(埴谷左近将監の子息)が日親に書状を送ったものを、文明二年三月六日に、日親が豊前国で受取り、同年五月十三日に返書を埴谷平次左衛門尉に送ったもので、長文の書状の一節に備後での寺院建立が記されているのである。

(文明二年、埴谷平次左衛門尉宛 久遠成院日親書状)

(前略) 取り分け此三十余年の間は、花洛と柳宮の間を上下仕り候事は、往覆十五ヶ度、帝都より鎮西え下向仕る事六ヶ度、北国は佐度国までも罷り下り候らいて、寺を建法を興し候、其の外近江・加賀・備後・備中・雲州等に至るまで、寺院を造作し、僧坊を建立せしめ、周旋往返の利益を本とし、(以下略)

(「埴谷抄」「本法寺文書」)

日親は文明二年以前に、備後での布教を行い、詳しい内容は不明であるが寺を建て僧坊を造っていたのである。その後、文明五年に相模妙隆寺、文明八年に京都本法寺、文明十八年の頃備後に常住していた史料がある。

(文明十九年二月十日、日親自筆本尊、下総浄鏡寺所藏)

端書

備後国山野平等山本覚寺常住

文明十九年太歳丁己二月十日、於大津書之、星霜八十一歳

本尊とは（日蓮宗では十界曼荼羅）、信仰の対象として、寺院の本堂の中央に安置する仏・菩薩のことで、十界曼荼羅とは、諸尊の悟りの世界を文字で表わしたものである。現在・福山地方の日蓮宗寺院は、本尊に釈迦牟尼仏が祀られているが、中世の寺院の本尊は曼荼羅であった。

備後国山野（現、福山市山野町）、平等山本覚寺は山野町小迫にあって、寺伝によると、京都妙顕寺の大覚妙実により、真言宗から日蓮宗に転宗した寺であるとの伝承をもつ。

この曼荼羅から、日親は文明十八年の頃、本覚寺を拠点として備後と備中に布教していたことが判明する。

本覚寺と相方本泉寺の二ヶ寺は、京都本法寺と同じ「本」の字を寺号に用いているところから、日親が開創した寺とも考えられ、山野村に日蓮宗が進出する以前の寺院として、馬乗山に馬乗観音堂があり、本尊は十面千手観音が祀られ、また江谷えだかの臨済宗福泉寺も寛永八年以前は天台宗か真言宗であろうと推定され、山田郷と山野村に共通することは、日蓮宗以前の宗派は真言宗と考えられること、領主についても文和四（一三五五）年に、品治郡宮内郷の中興寺（本山臨済宗臨川寺）に宮師盛による山野村大原名田島の「寺領注文案」が、「備陽六郡志」に記され、また、応永十五（一四〇八）年の「室町幕府足利義持御教書」によると、

山野郷江谷・比多野が宮次郎左衛門尉氏兼の所領であったと「山内家文書」に記されているところから、領主も同じ宮上野介家系であった。

日親と山名持豊との関係

日親は法華経によって日本国土を治めるべき事を説いた「立正治国論」を撰し、將軍足利義教に対し諫暁を行うと義教は激怒し日親を投獄、過酷な拷問をうけたことはよく知られている事柄であるが、足利幕府政所執事の伊勢貞親には召置かれ、但馬・備後の守護山名持豊（宗全）からの迫害について「埴谷抄」には次の一節がある。

但馬国、山名金吾（持豊）より国中叶うべからず由の追放の使者、一日中二・三ヶ度也、悪口怨嫉已下寺内に箭を射込まれ、坊舎につぶてを積し門戸に糞をぬられ、巷に枝木を蒙る事は一切衆生の、絵は食し夜は眠れぬが如し、

日親は但馬国で、持豊から追放されていたのである。山名氏の分国である備後でも、但馬と同様守護関係所領での布教は禁ぜられていたものと推定され、備後での布教は山名氏を刺激しない方法として、幕府奉公衆の宮氏の所領を本拠としていたのである。

福山城古文書館に、浜本鶴資が書写した「芸備諸家系図纂録」に収められた有地系図には「日親上人徳行記」の影響からか、宮定親を伊勢貞親と混同しているが、「日親上人文明八年二月中旬帰国・定親文明元年よ

り文明六年十二月迄、京都禁裏奏者職」と記されていて、有地宮氏が日親と渡辺氏より以前から関係を持っていたことが知られる。

越中守兼の日蓮宗受容と日親の晩年

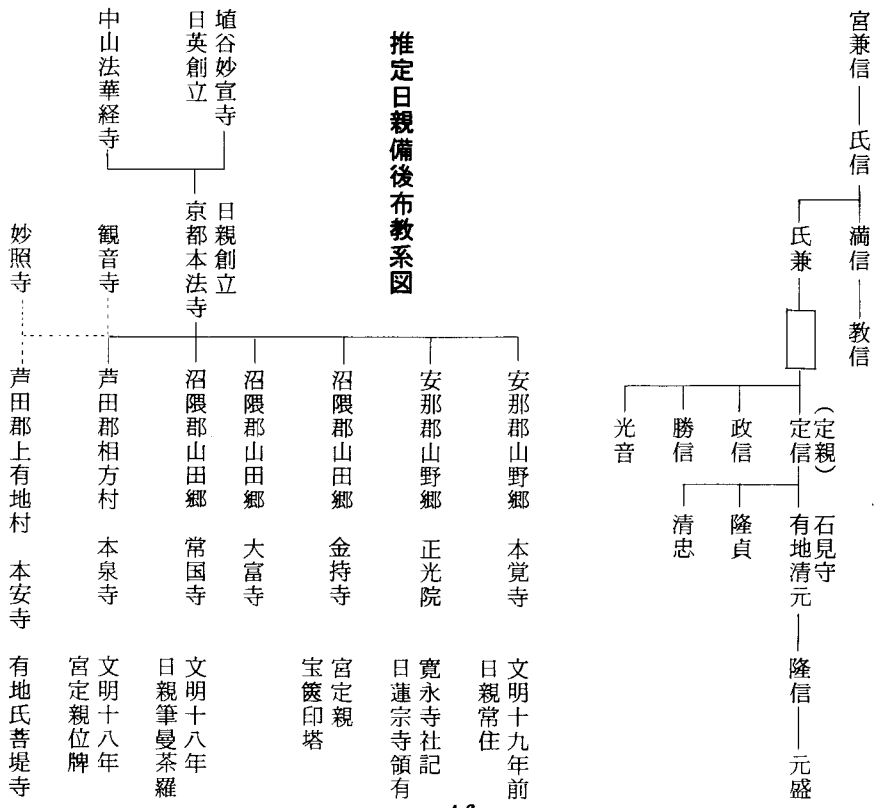
高田郡吉田付近に、明応二年に日蓮宗蓮華寺、永正元年に日蓮宗大徳寺が毛利氏によって創立されているが、この時期は丁度、越中守兼が吉田庄に居住した頃で、二ヶ寺とも毛利氏との関係があったことで若い越中守兼の信仰心が、日蓮宗に深く傾倒したのではなからうか。

日親は前記の寺の他にも、神辺町妙立寺・御調郡御調町市村本照寺等は日親の開基と伝えられている。文明十八年十月十三日、沼隈郡山田郷軍端（中山田後東の九曜ヶ端カ）で、日親の布教をめぐって、反対する山田郷山名氏と宮定親が争い、定親が討死したものと考えられ、日親は備後での最大の外護者であり、法弟子の宮定親が死没したことで、布教を中止した日親は三幅対（曼茶羅本尊・円頓章・法華経要文）（福山市重要文化財）を大書し、宮氏に与え、文明十八年の末か文明十九年正月の厳冬のころ上京し、同年、「本法寺法式」を定め、翌年の長享二年（一四八八）九月十七日に八十二歳で没している。

越中守兼は覚書を記していただけでなく、悟り歌が伝えられている。

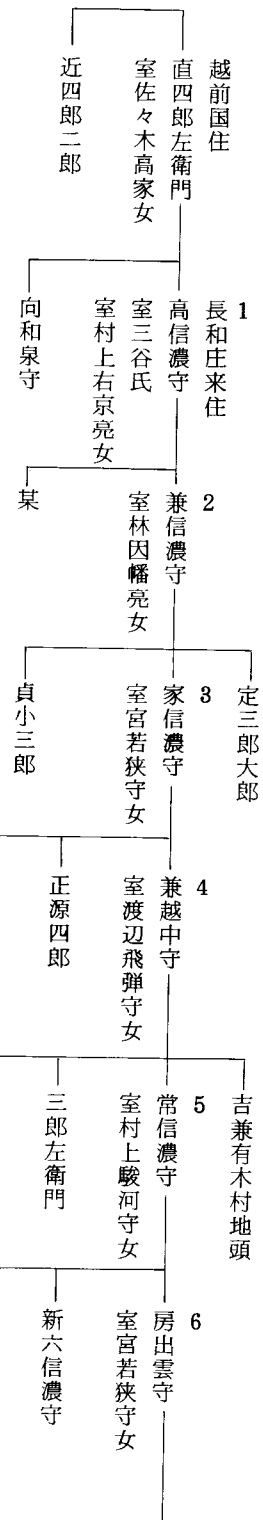
二つとも 三なき法の ふしぎによ
身霊まかせて とにも斯くにも

宮上野介家推定略系図（参考 浜本鶴實写、有地氏系図）



推定日親備後布教系図

渡辺氏略系図



「渡辺先祖覚書」
 「嵯峨源氏渡辺系図」野々浜渡辺家本
 「嵯峨源氏渡辺系図」加屋柳井家本



久遠成院日親、宮定親、渡辺氏、毛利元就関連年表

西 暦	年 号	備 考
1405	応永 12 の頃	渡辺信濃守高、越前国より長和庄に来住。
1439	永享 12	京都四条綾小路に日蓮宗大本山本法寺を久遠成院日親創建。
1441	嘉吉 1	一代目渡辺信濃守高死去。 法名空山 享年 51
1462	寛正 3 以後	三代目渡辺信濃守家、市村宇山・長和寺家半済の代官となる。
1470	文明 2 以前	久遠成院日親、備後国に日蓮宗寺院と僧坊を建立。『壇谷抄』
1472	文明 4	四代目渡辺越中守兼（幼名虎松）誕生。
1475	文明 7. 6	備後守護山名是豊、山内氏の甲山城（庄原市）を攻撃の後没落す。
1475	文明 7	信濃守家、是豊と共に没落、国留・上下・宇山・長和寺家半済を失う。
1477	文明 9. 1	二代目渡辺信濃守兼死去。 法名宗慶 享年 61
1483	文明 15	備後守護山名政豊、播磨の赤松領へ進軍、信濃守家山名政豊に祇候。
1486	文明 18. 10	宮禁門藤原定信山田軍端で討死。 法名定親（相方、本泉寺位牌）
1486	文明 18. 10	常国寺の大曼荼羅・円頓章，法華経要文（三幅対）。日親大書す。
1487	文明 19 以前	安那郡山野郷、日蓮宗平等山本覚寺に日親常住。（浄鏡寺曼荼羅）
1487	長享 1	四代目渡辺越中守兼、元服し宮若狭守（母方の祖父）を頼り上京。
1488	長享 2. 9	久遠成院日親死去。 享年 82
1491	延徳 3	越中守兼 20 才、備後守護山名俊豊に従い近江国に出陣する。
1493	明応 2	越中守兼 22 才、京都より若狭を通り但馬に入国、惣領の政豊軍と戦う。
1494	明応 3 の頃	越中守兼、坪生庄五ヶ・藁江庄青木・木之庄正枝・山北の代官となる。
1497	明応 6	毛利元就誕生。
1498	明応 7 の頃	山名俊豊没落、越中守兼、五ヶ・青木・正枝・山北の代官職を失う。
1498	明応 7 以後	越中守兼毛利氏に呼ばれ安芸国吉田庄のあたりに十年前後居住する。
1509	永正 6. 1	三代目渡辺信濃守家、草土にて死去。日蓮宗以外の宗派、蓮心、58 才
1530	享禄 3	越中守兼 59 才、『渡辺先祖覚書』を書く。
1534	天文 3	越中守兼 63 才、『渡辺先祖覚書』天文三年の事項を追記する。
1534	天文 3 の頃	越中守兼山田郷の有地宮氏と合戦、毛利軍亀寿山城の宮氏に勝利する。
1546	天文 15. 11	四代目渡辺越中守兼死去。 法名日端 享年 75
1557	弘治 3. 11	毛利元就 62 才、三人の子息に（教訓状）を書く。
1571	元亀 2	毛利元就死去。 享年 75
1591	天正 19	山田郷、毛利元康（元就の八男）の所領となり、小早川隆景に愁訴。
1639	寛永 16. 3	水野氏、領内の村に寺領・社領を提出させる。『寛永寺社記』
1704	宝永 1. 8	『日親上人徳行記』出版される。

中世を読む会のご案内

中世を読む会は会則など固苦しいことは一切なし、中世史に関心のある方はどなたでも参加できます。

参加希望者は探訪の会事務局までご連絡下さい。

(時) 毎月第3土曜日 午後7時

(場所) 福山市花園町 福山中央公民館

中世を読む会論文集・中世を読む 第3・4号

平成6年(1994)2月6日

発行 備陽史探訪の会城郭研究部会

連絡先 〒720 福山市多治米町5-19-8

備陽史探訪の会事務局

TEL(0849)53-6157

印刷 塩出印刷株式会社

〒721 福山市引野町1-26-7

TEL(0849)41-0970
